

平成26年白老町議会定例会6月議会会議録（第3号）

平成26年6月19日（木曜日）

開 議 午前 10時00分
散 会 午後 3時53分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 教育行政報告について
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第11 議案第 8号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 報告第 1号 平成25年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16 報告第 2号 白老町が出資している法人の経営状況説明書の提出について
 - (1) 株式会社白老振興公社平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画
 - (2) 一般財団法人白老町体育協会平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画
- 第17 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 第18 議会推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について
- 第19 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第20 意見書案第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
- 第21 意見書案第 2号 中小企業の経営基盤の安定を求める意見書（案）
- 第22 意見書案第 3号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）
- 第23 意見書案第 4号 TPP交渉等国际貿易交渉に係る意見書（案）
- 第24 意見書案第 5号 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書（案）
- 第25 委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会、広報広聴常任委員会)

第26 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付)

第27 休会について

○会議に付した事件

一般質問

議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算(第2号)

議案第 2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第 8号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1号 平成25年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 白老町が出資している法人の経営状況説明書の提出について

(1) 株式会社白老振興公社平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画

(2) 一般財団法人白老町体育協会平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画

例月出納検査の結果報告について

農業委員会委員の推薦について

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)

意見書案第 2号 中小企業の経営基盤の安定を求める意見書(案)

意見書案第 3号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(案)

意見書案第 4号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書(案)

意見書案第 5号 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書(案)

委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会、広報広聴常任委員会)

諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付)

休会について

○出席議員（14名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 山本浩平君	15番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教育長	古俣博之君
理事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	大黒克己君
総務課交通防災担当課長	畑田正明君
税務課長	小関雄司君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
生活環境課アィヌ施策推進担当課長	廣畑真記子君
産業経済課長	石井和彦君
産業経済課商工労働観光・ 営業戦略担当課長	本間力君
健康福祉課長	長澤敏博君
健康福祉課高齢者介護担当課長	田尻康子君
建設課長	岩崎勉君
上下水道課長	田中春光君

会計課長・会計管理者	熊 倉 博 幸 君
教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
教育課 (仮称) 食育防災センター開設準備担当課長	葛 西 吉 孝 君
子 ど も 課 長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	岡 英 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君）　ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、10番、小西秀延議員、11番、山田和子議員、12番、本間広朗議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君）　日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員長から本日の議会再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員長　大淵紀夫君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（大淵紀夫君）　議長の許可をいただきましたので本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は定例会6月会議の運営に関する件であります。

まず審議当日の配付としている議案第8号及び第9号、諮問第1号及び第2号の人事に係る議案の件についてであります。

町長の提案に係るものとして人事案件4件の説明がありました。また本日教育行政報告の申し入れがありました。白崎副町長からその概要についての説明を受けた後いずれも本日の議事日程いたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君）　ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎教育行政報告

- 議長（山本浩平君）　日程第3、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 平成 26 年白老町議会定例会 6 月会議に当たり教育行政報告を申し上げます。

萩野小学校の学校閉鎖についてであります。5月下旬から嘔吐、下痢などの症状により欠席する児童が数人ずつ見られ感染予防の措置を講じてまいりましたが、6月14日には同症状を訴える児童が急激に増加したことから苫小牧保健所に報告し今後の対応について協議してまいりました。

検便サンプルによる詳細の検査結果につきましては本日苫小牧保健所から公表されるところでありますが、昨夜午後8時時点で検便サンプルにより感染性胃腸炎の疑いが強いことが確認されたため今後の拡大予防に万全を期するため本日より22日までを学校閉鎖としたところであります。

現在のところ他校、保育園、幼稚園には同症状による欠席者はありませんが今後も引き続き確認作業を実施し感染予防に努めてまいります。

○議長（山本浩平君） これで教育行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第4、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可します。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員登壇願います。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） おはようございます。7番、西田祐子でございます。

26年6月議会、一般質問させていただきます。

日本国憲法の第25条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされています。国は福祉関係の法律を次々と打ち出し国民の福祉向上のためさまざまな施策を促しています。社会福祉サービスをいつでもどこでも公正に享受できる白老町を目指し障がいを持っている方が暮らしやすいまち、お年寄りが暮らしやすいまちと題して実りある議論をしたいと思い質問させていただきます。

1、障がいを持っている方が暮らしやすいまち。発達障害支援法平成17年4月に施行によるまちの取り組みなどについて。法律が施行されて約9年がたちます。発達障害者支援法第1条の目的に「この法律は発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、発達障害の早期に発見し発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに学校教育における発達障害への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定などについて定めることにより発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することが目的」と書かれております。

ここでまず白老町では発達のために必要な措置など4点について国及び地方公共団体の責務として

ご理解していると思います。そこで1番、研究では人口の数%から約15%の人たちが発達障害診断に該当するといわれていますが、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいなどごとの発達障害者の人数を伺います。

②さまざまな市町村の責務が規定されていますがそれぞれ具体的にどのような取り組みをしてきたのか伺います。

(2) 障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。略しまして障害者総合支援法。平成25年4月に施行され制度の谷間を埋めるべく障がいの範囲に難病の方々が加わったことによるまちの取り組み等について伺います。

趣旨は障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実などの日常生活及び社会生活を総合的に支援するため新たな障害保健福祉施策を講ずるものとするとしております。法律の基本理念は法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するために社会参加の機会の確保及び地域社会における共生社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げると書かれております。ここで白老町の障害福祉サービスの受給状況伺います。

②この1年間の関係者への周知の具体的な取り組み状況を伺います。

(3) 国などによる障害者就労収容施設などから物品等の調達に関する法律。略しまして障害者優先調達法、平成25年4月に施行され、まちの取り組みなどについて伺います。

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就労する障がいの経済面の自立を進めるために国、公共団体、独立行政法人などの公の機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的に購入することを推進するために制定されました。法律の趣旨は障がいのある方々が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのために障がい者を雇用する者に対して支援するための仕組みを整えるというものであります。行政の方には特に厚生労働省がここに法律をつくったあとに厚生労働省のホームページに載っていたのですが、そこには行政関係の方には法律の趣旨にご理解いただき障害者就労施設への発注拡大をお願いしますと書かれております。そこでまちとしての推進方針を伺います。

②町内には障がいを持つ方々がさまざまな職種で就労していますがその状況をお伺いいたします。

(4) 平成25年6月21日災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の避難行動支援について。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みが市町村の義務となり防災担当課が取り組んでいますが、避難行動要支援者はどのような方々が対象なのか。また健康福祉課として災害時の要支援者対策はどのようなになっているのか伺います。

②白老町の防災対策の課題として平成26年からスタートする避難行動要支援者対策（災害時要援護者対策）です。これは健康福祉課主体による平時の取り組みが重要と書かれておりますが、この平常時の見守りとの連動が必要とされているがどのように考えているのか伺います。

③ことし3月の議会で議会懇談会における意見要望では防災対策の充実や要支援者への支援を求める意見が多かった、行政として災害に強い福祉のまちづくりを考えていくべきであると産業厚生常任委員会の報告をさせていただきました。災害に強い福祉のまちづくりをどのように考えられているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 障害を持っている方が暮らしやすいまちについてのご質問であります。1項目めの発達支援法による町の取り組み等についての1点目、発達障がい者の人数についてであります。自閉症は社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難性が生じたりこだわりが強くなる障害の一種で、アスペルガー症候群は興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害で、広汎性発達障害は社会性の獲得など基本的な機能の発達遅滞が特徴とされ、学習障害は聞く・話す・読む・書くなどの能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を示し、注意欠陥多動性障害は多動性・不注意・衝動性を症状の特徴とする発達障害または行動障害とされています。これらの症状のそれぞれの人数については症状がいろいろと重なることから全体の人数で52人となっています。

2点目の市町村の責務の具体的な取り組みについてであります。健康福祉課、発達支援センター、各学校などの関係課が幼児期からの情報を共有することや関係機関とも連携して取り組んでおり意識向上のための研修会や情報交換の実施や発達障害の周知を目的としたパネル展示など行っており今後も継続していきたいと考えています。

2項目めの障害者総合支援法による町の取り組み等についての1点目、障害福祉サービスの受給状況についてであります。平成25年度の障害福祉サービス費は約4億3,200万円で利用延べ人数は3,937人となっています。

2点目のこの1年間の関係者への周知についてであります。障害者総合支援法の障がい者の範囲に難病等の方が加わり障害福祉サービスの受給が可能となったことを広報でお知らせしましたが今後においても機会をとらえ周知していきたいと考えています。

3項目めの障害者優先調達方法による町の取り組み等についての1点目、町としての推進方針についてであります。国や地方公共団体などが障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針につきましては、これまでは策定していませんが今後方針の策定に向け検討します。

2点目の町内における就労状況についてであります。ハローワーク苫小牧管内における白老町の件数は27件でほとんどが事務、清掃、雑務等の職種となっています。

4項目めの災害対策基本法改正による避難行動支援についての1点目、災害時の要援護者対策についてであります。災害時において円滑かつ迅速に避難するため支援に係る関係機関の役割、町及び地域等における平常時と災害時等の支援体制や連携方法などについて定める全体計画である災害時避難行動要支援者支援計画の策定に取り組んでおり、その後一人一人の支援に関する必要事項などを記載した個別計画を作成したいと考えています。

2点目の平常時の見守りとの連動の必要性についてであります。平常時の見守りとの連動の必要性については重要と捉えています。法第49条の11に災害発生に備え民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等の実施に携わる関係者に情報提供する場合は本人の同意が必要と規定されていることから、災害時避難行動要支援者支援計画の策定を進めていく中で関係機関へ情報を提供できるような仕組みづくりを検討していく考えであります。

3点目の災害に強い福祉のまちづくりの考え方についてであります。みずから身を守ることが困難

な方の安全を確保するために町を初めとする行政機関に加えて民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係機関の連携による取り組みが重要と捉えています。そのためには日ごろからの見守りなどが大切と考えられることから現在進めている地域見守りネットワークを活用するなどを検討してまいります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） まずは発達障害について質問させていただきたいと思います。発達障害というのはいろいろな形で最近やはり早期に発見し早期に対応することによって、その人たちがこれから長い人生を生きていく中で社会に対応してことが可能になってくるというようなことがいわれております。そういう考え方から発達障害支援等が制定されたわけなのですが、早期発見のための幼児期の判断基準が共通理解を深める学習会がどのように開催されているのか。発見されたことによって保護者が安心できるようなセーフティネットを提供するガイドラインなどの作成、また早期の支援体制そういうものはどのようになっているのか教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 3点ほどご質問あったかと思えます。まず早期発見につきましては乳幼児健診等におきまして答弁にもありましたように健康福祉課及び発達支援センター等が連携いたしまして幼児の状況、それとか保護者との相談の中で早期発見に努めております。そういう形で疑わしき幼児等が発見された場合においては継続した形で状況を確認することと、保護者への説明並びに医療機関への紹介などを実施しております。

学習会という形ではありますけれども、昨年保護者向けの研修ということで1回だけ自閉症に関する形で研修会は行われておまして、回数的にはまだまだ足りない部分があるかと思えますが今後ともそのような形でいろいろと周知していきたいというという考えでおります。

支援体制につきましては早期発見等につきましては先ほどのご答弁させていただいたように健康福祉課と発達支援センターを中心に支援をして継続的な情報を共有いたしまして、発見されたお子様が将来にわたってどういう形で育って生活していくのかという形でその個人個人の情報を就学した場合においては学校への提供そういう形で情報共有をしております。

セーフティネットのガイドラインという形での特別なものというのは特には定めてはおりませんが、お子様、お子様のケースごとによってケース会議等を開くことによって情報の共有及び今後のその子の生活にどのような形で取り組んでいくかというような形で取り組んでいるわけで、実際にガイドラインというものは今つくってはおりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 保護者向けの学習会を開催しているということだったので私は正直にいいまして、この幼児期の判断基準の共通理解を深めるためというのはむしろ行政側の仕事として学校側とか、それから保健師さんとかそういう担当課の人たちが共通した意識の中で情報交換をする学習会はしているのかというふうに聞いたつもりだったのですけれどもそれがなかったというふうに理解していいのでしょうか。そこだけ一つ確認させてください。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のお話ですけれども発達障害児に対する専門支援をするのは当然、今議員さんがいわれるとおりの学校の特別支援学級であったりうちの支援センターであったり、それから保育所であったり幼稚園であったり、そういう専門の関係機関を集めて白老町心身障害児地域療育推進協議会というのを設置しております、その中で大体年3回ぐらい会議をやるのですがその内1回は研修、そして1回はそれぞれ情報交換をする場で進めております。特に去年、ことしに限っては発達障害について研修しましたし開催予定です。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に町民周知の必要性について伺いたいと思います。発達障害というのはいろいろな障がいがある中で外見からパッと見た感じでは判断しかねるところがあります。特に乳幼児などのような小さいときには子供がはしゃいでいるのか、具合が悪くて騒いでいるのか、そういう症状が出ているのか、正直いって親も判断できない部分があると思うのです。そのために簡単にいってしまうと健診とかで発見してもらえる、保健師さんそういう方々の助言で発見できると思うのです。そこで一般町民とか育児をやっているそれぞれの親御さんたちが一体どういう症状なのかという正しい理解の浸透を図っていくことが必要なのではないかと思います。先ほど意識向上のため研修会や情報交換、発達障害の周知を目的としたパネル展と書いていますが、これはやはり発達障害というふうにいわれた親御さんとかそういう関係者だけが知る機会はあるけれども、一般の方々なかなか症状がわからないのではないかと思うのです。周知がなぜ必要なのかということとお子さんとういうふうに対応したらいいのかというのが私たちがわからないということなのです。だから一般の方々もどういうような症状なのだ、どうやって対応したらいいのだ、そしてもし変だなと感じたら対応できる、そういうところに行ったらいいですよというふうな形で周りからも援助してあげられるということも必要なのではないかと思うのです。確かにそういうのは余り公にしたいくないという気持ちはありますけれども、反対に何もわからないから誤解が生じるのであって、きちんと理解さえすれば正しくみんなで見守っていけるのではないかと思うのです。そういう社会が必要だと思いますのでそれについて伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今の議員のご意見等につきまして実際にうちのほうでやっていることというのは先ほど答弁させていただいた中身でございますが、一般の町民の方にお知らせする部分というのはまだまだ足りない部分があるかと思えます。ただやはり町全体で見ていくというのは必要かと思えますが、逆に当事者、今議員からお話しあったような形でなかなか知られたくないということもございます。ただ町民の皆さんにはこういう発達障害がありますというような形の中でどういう症状があるのか、またこれについてはどういうところが相談窓口になっているのか。今現在健康福祉課のほうで相談窓口として承っておりますが、いろいろな相談の中にこの発達障害の件でということでは当事者の方からのご相談というのはございますが、そういう他方からの相談というのがなかなかない状況にはあります。そういう形で町民の方にいろいろとわかっていただくような方法これは検討する形は十分必要だと思いますので、今後どのような形で町民の皆さんに知らせていくかというこ

とで検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町民の方々への周知ということはやはり民生児童委員の方とか町内会役員の方とかそれなりの立場のいろいろな方々も一般町民ですからそういう方々に周知させていただくというふうな考え方でぜひ進んでいただければと思っています。なぜそういうふうなことをいうかという発達障害者等支援都市システム事業報告書、道内の町村ですけどこういうようなものを早くにつくっている町村がたくさんあります。その中で一番いわれていることはこういうものをつくって早く町民にお知らせすることによって町民の方々を理解して、それによって障がいを持っているご本人はもちろんですけど家族の方々も伸び伸びとまちの中で共存できるそういう環境が整ったというふう非常に喜んでいっている事例を聞いております。その中で発達障害の方々の具体的な先ほどもちょっといっていましたがプログラムが必要になってくると思うのです。先ほど52人の方々それぞれ全体で52人いろいろな症状があるといっています。結局は個人一人一人のプログラムが必要で、そのプログラムというのは本人と家族に合わせたものでなければならない。そうなってきたら早急にニーズ調査とかいろいろなこともしていかなければいけないと思うのです。そうなってきたときにあれもしてほしい、これもほしいというようなことを一体どこで把握してどこが相談窓口で一番最初に発見した幼児のときから小学校に入って中学校に入って学校を卒業して社会人になって、そして一般社会人の中でというふうになってきたときに一貫した支援体制というのか、そういうものも必要になってくるのではないかと思うのです。ですから個々の支援体制とそして生涯にわたる支援体制これについてどのように相談窓口があるのか支援体制があるのかお伺いします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今ご質問のあったことと先ほどからの関連も含めて私のほうから状況をお話したいと思います。この発達障害につきましてはなかなかその症状のあり方も含めまして、最近といいますか本当に新しい障がいの種としてあがってきている部分でまだまだその解明の部分については難しい部分があります。ですから早期発見の必要性は十分認識をしながら本町においては乳幼児健診等を含めて始めております。その中で疑いも含めて上がってきている子供さんにつきましては個別の支援計画をつくっているのです。これは中学校卒業するまでは必ずつくって、それに合わせて個別の指導計画のもとに教育を行っております。そういうことでその支援計画、指導計画の中には保護者それから本人の教育的なニーズも十分取り入れた形で進めております。

それから相談窓口ということにつきましては、うちの町でいけば健康福祉課であったり、それから発達支援センターであったり、または就学にあたっては就学指導委員会も含めましてその時点でもまた相談もあります。それから児童相談所へのかかわりも通しまして相談の窓口は今では広げているところです。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 教育長は長い間教員もされていて現場でそういう方々をたくさん担当していらっしゃるなので実践的なお話はよくお分かりで私よりずっと詳しいのだらうと思っております。

す。

1つだけ教育長のお考えを聞いてみたいと思っているのが、新しいこの中で放課後児童健全育成事業の利用ということで、市町村は放課後児童健全育成事業についてということで適切な配慮をするべきと。これは多分児童クラブのことをいっているのではないかと考えているのです。これについては多分全町的に児童クラブはきちんとやってもらえるかと。

それともう1つ、青少年のスポーツクラブそういうところは一体どうなのかと。例えばそういうような子供たちでも軽い場合はスポーツクラブとかそういうところに入っている場合も結構あるのではないかと考えるのです。そういうところの支援体制、連絡体制そういうものはいかがなのかと。もしこれはできれば本当に協力体制、責任ある統括機能そういうものができてきて当事者である発達障害児の方々、または家族の方々も安心して暮らせるのではないかと考えるのですけれども、この質問はここで最後にしたいと思いますので町長でも教育長でも理事者のご意見を伺ってこのところは終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 発達障害といわれる個々の症状を持っている子供たちは本当に個々に違う症状を持って、その症状に対する対応の仕方というのはまた個々でなければならぬというのが教育現場での抑えなのですけれども、放課後については今放課後児童クラブにおいても障がいを持っているお子さんについては受け入れ体制をとりまして指導員も増員をした形の中で進めております。

また発達支援センターの中では放課後等のデイサービスも初めて小学校就学後の入学した子供も受け入れ体制はとっておりますので、その辺の関係ではまだまだ十分な体制とはいわないまでも大きくくったときに特別支援教育というふうな教育関係からいけば、以上に早い時代から白老の場合は障害児童に対する活動は取り組んできた歴史があります。

それから今もその辺のところでは先ほどいった流れの中で個別支援計画もしっかりとつくって、町内同じ形にしてつくって親との関係も取りながら進めております。そういうことで今後もさらに内容の部分での充実を図っていきたいとは思っております。

スポーツクラブについて障がいを持っているお子さんとのかかわりについてどういうふうな関係になっているかということは実際には調査として捉えていないところはあります。ただ現実的には発達障がいを持っているお子さんがそれぞれのスポーツクラブの中に入って活動しているということは事実はつかまえております。ただ具体的な調査というふうなところではまだ十分ではないと思っています。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひ調査してそういう子供たちも楽しくスポーツできるような環境になっていただければと思っています。

次に障害者総合支援法についてお伺いいたします。障害者総合支援法これは制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病の方々が加わったということなのですけれども、難病患者のほうは先ほどの説明では広報などでお知らせしていますということだったので、実際には今までは手帳が

ないとサービスが受けられないというふうに理解していたものですから、このたび制度が変わって手帳がなくても受けられるサービスがあるのですということが難病患者さん自身も結構わからない知らないという方々が結構いらっしゃるというふうに伺っています。これは北海道難病連のほうでもその対策として難病患者の方々に広く周知をしたいと。ただなかなか末端の方々まで周知することができない。その1つの大きな理由がやっぱり個人情報保護法というものがあまして、この辺でしたら苫小牧保健所さんが全部把握していて、その情報を白老町も受け取ることはできるのですけれども、任意団体である難病連とか白老にも難病連白老支部ありますけれどもそういうところではなかなかわからない。そういうふうな形の中でぜひともその方々が手帳がなくてもサービスを受けられますと、全員の方々にお知らせできるのは白老町ぐらいしかないと思っていますけれどもその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 難病の関係でございます。現在うちのほうで把握しているというところで難病の方の個人名簿というのはございません。というのは北海道のほうで認定しているものですから保健所のほうでの白老町内の人数というのうちのほうでは把握はしておりますが個人名簿というのうちのほうにはございません。そこでうちのほうでお知らせする形となりますと今お話しにありました難病連の白老支部さんを通じてとか、昨年法律ができて難病が加わったということで広報でも1度お知らせをしておりますが、その中で手帳等の有無にかかわらずサービス等の受給もできるというようなこともお知らせしたわけなのですが、なかなかその辺でも皆さんへの周知というのが徹底していない部分もあるかと思えます。機会を捉えた形でいろいろと周知の方法は検討していきたいと思っております。

ちなみに保健所からの数字でございますが一応お知らせいただいている難病という方は白老町には195名いらっしゃるのとことごとございまして。そのうち難病という形で福祉サービスを受けている方が5名いらっしゃいます。ただそれ以外の方でも身体的な障がいとか併用した形で受けていらっしゃる方もいらっしゃいますのでもっと人数は多いかと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 難病患者の方々は難病が非常に重たくなってくると身体的な障がいもふえてまいります。そういう形の中で身体障がい者のほうと一緒にになったという経緯もあるのですけれども、ぜひ今回障害者福祉法が変わりまして障がい者の方々と一緒にになったのですけれども、早急に難病の方々のニーズ調査を行い具体的な支援策をつくるべきだと思いますのでその考えを伺ってみたいと思います。

もう1つ、今回障がい者の雇用対策に必要な関係機関と努力していただきという形になりましたけれども、関係機関と雇用対策に必要ななどのような連携をしてくれているのか。今後とどのような形にしていきたいと思っているのか。その2点お伺いします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まずニーズ調査、支援策等につきましてですけど今年度白老町の福祉計画等の策定年度となっております。国の指針の中でもこの難病についてのいろいろな支援策等

の関係も出ております。そういう形でニーズ調査こちらのほうは難病の方だけではなくいろいろな方に対するニーズ調査を実施する予定でおります。その中でどのようなサービスが必要なのか。またそれがどういう形で皆様に提供できるものがあるのか。その辺は調査と計画のほうに盛り込めるものは盛り込んでいきたいと思っております。

雇用関係でございますけれども実際当方で雇用関係につきましてはさほどやってはいないのが事実でございます。ただ産業経済課のほうとの連携はもったり、あとハローワークの連携ももったり、難病だけではなく障がい者の方が地元企業さんが雇用する場合においてはそういう情報につきまして各障がい者の事業所そちらのほうにも情報提供して障がい者の雇用を促進していこうという考えを持っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひお願いしたいと思います。その中でこれから障がい者とか難病の方、発達障害の方々とかいろいろな方々が障害者総合福祉法でもって網羅されているわけなのですが、白老町にたくさんありますこういう福祉団体、個人の活動団体がございます。最近では一律に白老町が財政難だということで補助金が削減されてきています。本当にわずかな金額で細々と運営をしていると。障がい者の団体の方々、当事者の方々ばかりなのですけれどもこういう方々が任意の団体ではあるのですけれども当事者の団体というのですか、またその特殊性もあると思うのです。こういう方々がそういう団体を通した中で社会参加するそういうことがすごく大事になってくるのではないかと思うのです。そうしたときに一昨日補助金に関しては助成金などはまちづくりセンター等で紹介していますとはいっているのですけど、私が見ている限りではまちづくり活動センターとかそういうところに行って補助制度を理解して、そして申請するということがなかなか難しいみたいでやはり健康福祉課とかそういうところがまちづくり活動センターと離れている部分もかなりあると思うのです。やはり担当課のほうでもそれなりの形で補助制度の手続きとかそういうようなものに対してのノウハウとかをサポートしていったらあげないとその当事者の団体が消滅してなくなってしまうのではないかと危惧しているのですけれどもその辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 実際町の補助金というのは削減という形で皆様のほうにご理解をいただいているところですが、それ以外の民間の補助金等についての利活用について担当課といたしましてはまだまだ周知不足というところがあるのかもしれない。そういう形で補助金を担当する部門からの照会があったら健康福祉課のほうから関係団体等のほうへ周知して、どういうものが該当するかしないかそういうことを一緒に協議して補助金の申請が必要であればその辺についていろいろと協議した中でサポートをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） ぜひお願い申し上げます。私の知っている障害者団体は2万円とか3円とかこれで何かをやるというわけではなくて、本当にその2万円か3万円のお金の中で電話代だとかそういうようなものでやっている。心と心のつながりというのですか、そういうようなものを感じ

られるものですから、ぜひそのところは努力してやっていただければありがたいと思います。

次に障害者優先調達法について伺います。これは町長の方針でもいっていましたが、前に公約でこういうことをおっしゃっています。障がい者が生きがいを持って暮らせるよう障がい者雇用の場の確保のため国の補助とは別に独自の補助制度を設けますと。この優先調達法ではないのですが、でも障がい者の方々の暮らしのことについて町長は公約で触れております。そういうようなこともありまして白老町においては特に本州のほうに行ったりするときに障がい者の方々の事業所であつてお菓子をお土産にしたりとかそういうようなこともかなりしていると思うのです。それは正直いって、先ほど答弁いただいた就労施設などからの物品、役務の調達の推進と書いていますけれども、物品何かはいちいち契約して買うべきものでもないし、一つきちんとした形のものがあるのかと思つているのですけれどもその辺はどのように考えられているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） ご答弁にもありましたようにまだこの推進方針というのは策定しておりません。推進方針を作成することによって優先的な形で、予算の関係もございましてできるだけこういう障がい者が就労している施設もしくは障がい者を多数雇用している企業等から物品、役務の提供を受けるようにという形で制定された法律なものですから、今うちのほうで推進方針についていろいろ検討しておりまして道内で先駆けてつくつていところの推進方針等を見ながら今現在検討しております。推進方針は策定しておりませんが物品等については実際例えば印刷物であったり軽作業的なものであったりそういうものについては実際に就労施設等に発注しているというのも聞いております。健康福祉課でもやはりそういうところでやっておりまして、いきいきの清掃業務とか印刷経費とかそういうものも実際にやっておりまして、今後そういうものを推進方針の中で具体的にどういう形をとっていくかということでもまとめていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） これからつくっていくということなのですが、それではお伺いいたします。優先する事業所はどこでしょうか。何カ所ありますか、具体的に教えてください。

また具体的につくつてい物の対象品目、どこの事業所が何をつくつていのか調査されてますでしょうか。

3点目がこの障害者優先調達法によりまして同じようなものをつくつてい方、仕事をされてい方、民間業者との調整をどのように考えていらっしゃるか。この3点を伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 優先調達法でうたつてい優先すべき事業所といたしましては就労支援事業所、それと就労継続支援事業所、それと生活介護事業所、障害者支援施設、それと地域活動支援センター、あと小規模作業所そのほかに先ほどいいました民間企業という形になります。当方で押さえております障がい者の関係の就労支援事業所につきましては、これまでは白老町にはございませんでしたがことしの4月から北海道きのこファームさんが道の認可を受けたということで聞いております。ただ今現在こちらのほうに就労してい方はいらっしゃらないということでございます。

就労継続支援事業所につきましては白老町におきましては先ほどの北海道きのこファームさん、そ

れと白老の宏友会さん、それとフロンティアさんが該当となります。人数的には実際には 50 人ほどがこちらの事業所等で就労しているというふうになっております。

生活介護事業所というのは障がいの持っている方が介護保険でいうデイサービスの事業所なのですが、ただ介護とはちょっと違って創作活動をいろいろとやって就労に見合うだけの賃金的なもの、安いと聞いておりますがそういうところで作業をするということです。白老町にはフロンティアさん、宏友会さん、それと北海道リハビリさんという形で、利用されている方につきましては大体 30 人ちょっとの人数がいらっしゃるというふうに聞いております。

障害者支援施設につきましては障がい者が入所している施設の中で先ほどの生活介護、創作活動をしているというところでございまして白老にはリハビリさんの療護部・更生部、それと社台にございます福祉園等がございまして白老町の住民票がある方が大体 15、6 人ほどいらっしゃるというふうに聞いております。

地域活動支援センターにつきましてははいきいき 4・6 内にございます四ツ葉作業所が該当してございまして、こちらのほうは 15 人が今作業等を行っております。

小規模作業所については白老町には今現在ございません。

具体的につくっているものはそこまでうちのほうで細々把握はしておりません。今後の推進方針をつくる中でいろいろと事業所でどういうものをつくっているのか、またこれが該当するかしらないか、ほとんどが該当する部分だとは思いますが、ですから今後そういうものの聞き取り等を行っていきいたいと思っております。

民間との調整です。こちらについては契約行為等が生ずるものについてはこの法律にのっとった形でできるだけ随意契約をやっていきいたいという形で、会計課のほうから出ております契約に関する指針についてもそういうものもうたわれてございまして、予算の関係もございましてその辺は今後推進方針の中でいろいろとうたっていきいたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 7 番、西田祐子議員。

〔7 番 西田祐子君登壇〕

○7 番（西田祐子君） 民間事業者との調整をやはりきちんととって障がいを持っている方々も生き生きと仕事持って、生きがいを持って暮らせるような形にしていだければと思っております。

あるこういうような障がいを持っている方々の事業所だと思うのですが、そこの中にこのようなお便りがインターネットのホームページに載っていたのでそのまま紹介しますが、法律に盛り込まれた内容が各地で実践されなければ、この法律も絵に描いた餅になってしまいます。そのため法律の施行に合わせて行政と就労支援事業者や障害者雇用企業、さらに障がい者当事者も交えた話し合いが重要になってきますので町理事者と話を詰めていきいたいと思っております。」とこのように書かれております。これは「ほほえみ、2013 年 3 月号」に書かれております。いつどのような形で話を詰めることができたのかしらと思ひまして、もし懇談されていないのだったらしていない理由は何かと。ここにも書いているようにやはり当事者の方々を交えたいろいろな話し合いが大事なのではないかと。思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員のお話あった部分については 2013 年ですから昨年 3 月と

ということで、私自身は申し訳ございませんが覚えがございません。方針策定に当たっては先ほどいいました、その事業所等においていろいろつくっているもの、またやれる役務等の聞き取りを行っていききたいと思います。その中でこの方針に合ったものがどういうものがあるのか、そういうことでいろいろとお話をさせていただきたいと思います。

企業のほうなのですが今現在うちのほうでどういう企業がこの法律に合った形の企業なのかというのが把握はできていない状況でございます。その辺はどういう形で把握できるかというのはちょっと今は私どもの中ではまだ煮詰まっていない部分がありますので、これはいろいろな情報を聞きながらそういう企業がどういうものを生産しているかという形も検討して推進方針の中に入れていきたいと思っております。

当事者の方につきましては事業所等との話の中で当事者として障がい者ご本人の方がどのような形で作業したり今後どのような生活がよくなるのかというような形のご意見等についても参考としていろいろと聞いていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） それでは次、災害対策基本法の改正による避難行動要支援者の避難行動支援について、（4）番目のところについてお伺いしたいと思います。

災害対策基本法の中で市町村長は高齢者・障がい者の災害時の避難に特に配慮を要する者については名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員などの関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることにするというふうに書かれておりましたけれども、先ほどの答弁の中では第49条11に本人の同意が必要と規定されているというふうに書かれているのですけれども、そうしたら白老町の場合はまだ避難行動要支援者名簿の作成はしていないのでしょうか。その作成状況をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 実際のところまず答弁にもありましたように災害時避難行動要支援者計画これの策定を今やっております。その中でどういう方が該当するかということをやった中で、町民の皆さんの中でこれに該当する方、個人情報等の先ほどの条文等がございますのでできるだけ同意を得ながら個人の名簿を作成したいと思っております。ただうちのほうも今までにうちのほうで考えております該当するであろうという方については簡単な名簿等は作成はしておりますが、まだまだ精密な名簿ではございませんので今後同意を得た方々の情報をいろいろといただきながら名簿の作成に努めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 本人の同意を得なければというふうにそちらのほうではいっているのですけれども、私の調べさせていただいたところでは災害対策基本法の一部を改正する法律の防災まちづくりについてといいまして、法制化の責任者であった前内閣府大臣官房審議官の佐々木晶二氏によると避難支援等を実施する基礎となるための避難行動要支援名簿を作成しなければならない。その際には個人情報保護条例の規定にかかわらず名簿作成のために必要な情報を目的外使用することができる

というふうに書かれています。市町村が作成した個人情報保護条例は全て法令で定めた場合には目的外使用ができる規定を設けている。今回の災害対策基本法の規定はその条例に定める法令に当たると考えていると根拠法を示しております。またもう1つのところの避難行動要支援者本人の同意を得て消防とか自主防衛組織、民生委員などの関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを可能にするというふうにもいっています。平時にあたって名簿情報の提供をされることに抵抗のある支援者もいらっしゃることを踏まえ本人同意を原則にしているが、市町村の条例に特別の定めを置いた場合には平時においても本人の同意なしに名簿情報を外部に提供できることとしており、個人情報の利用と保護のバランスを図っている。なお名簿情報をどこまで提供するかについては地域防災計画に定めることによって限定が可能であると解釈されております。これはインターネットで引いたのですがこういうふうに書かれています。これが総務省のものだったのですがけれども、総務省の中のこの法律をつくった内閣府大臣官房審議官の方にお話とそれから総務省でつくっている消防庁国民保護防災課というところの災害時要支援者の避難支援対策の調査結果というのがあるのですが、ここのところ約95%のところの名簿を整備して更新中と回答していると。これは平成25年7月5日の報道資料としてインターネットに載っております。これはどのように白老町では理解されますか、私はこれと先ほどの答弁とちょっと違っているのではないかと聞いていたのですがどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今議員お話あった部分につきましては確かに先ほどの条文の中に市町村の条例に特別の定めがある場合を除き先ほどの同意が必要だというふうになっております。以前白老町におきましては個人情報保護条例の中の審査会の中でこの特別な場合に該当するかという形で審査会にかけた経緯があると聞いております。審査会の中で判定された中ではこれが特別という形ではなくあくまでも本人の同意が必要ではないかというふうにされたというふうに聞いてございます。

実際に95%の部分が作成済みということになっているということで、その辺がうちのほうは遅れている部分が実際のところございます。早急に計画等の策定に取り組んでいる次第でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） もう1点、消防のほうの名簿の提供先ということで民生委員さんが95.6%から町内会、社会福祉協議会、消防団団員その他警察組織などというふうになっております。さらにこの名簿の中で今いったようになかなかつくないでいるといっている5%の団体、そのところがやはりあるということで名簿の整備方法として関係機関、共有方式というのと同意方式と手上げ方式3つの形の方式を組み合わせやっているとところが多いと。関係機関共有方式というのは個人情報保護条例の中で本人の同意を得ずに平常時から関係機関の情報で共有する方式だと。それぞれの自治体の中で条例とかそういうものをつくってやっていますという形だと思うのです。

次が同意方針なのですがけれども直接支援者に働きかけて必要な情報を周知して同意をもらう方法。

それと3つ目の手上げ方式というのはこういうふうな形をやりますからいかがですかとって広報とかでお知らせをして、それでは私を助けてくださいという手上げ方式、この3つの方式をやっている

ると。その中で組み合わせていると。やはり私は白老町の場合、昨年10月の議会懇談会の中でも町民の方々から災害に対する支援、特に高齢の方とか障がい者の方々は何とかしていただきたいという意見が多かったものですから、早急にこれは考えてもう一度個人情報の保護条例、審査会の方々、もう一度きちんとしたデータというものを、全国の現状というものもお示しして、その上でもう一度検討していただくべきではないかと思うのですけれどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今の名簿の関係のご質問ですが今議員がおっしゃったように個人情報の関係でなかなか市町村においては名簿の把握とか外部への情報提供ができなかったということになっていました。それを昨年の6月の法の改正によりまして市町村のやりやすいようにしたということで、個人情報を当然庁舎内部での情報共有もいいですし、それ以外にその情報共有を外部に発信する要は先ほどいいましたように町内会とか自治防災組織とかそういうところに事前に災害が起こらなくても発信できるような形にしたという法律の改正が今回25年6月の改正でありまして、白老町においてもまず名簿をつくらなければだめだという形になります。それは当然どういう人を対象にするとか支援する人としてはどういう人を支援する人とするとかそういうことを全体計画の中で決めまして、その中でその全体計画をもってまた地域防災計画のほうにもその計画を載せるという形で地域防災計画の中でうたって、そして全体計画でうたって、そして情報の収集とか提供をしていくというような形で今回の法律が変わったと。そこが一番の大きな改正点となっております。

そういうことになりますので全体計画、先ほど町長が答弁しております避難時の要支援者の支援計画、この全体計画を作成しましてその中で支援を受ける対象者または支援をする方を決めます。それらのことを決めましてどういう人方を対象にするかということを防災委員の方とか町内会の方を含めた中で決めていきます。そういう中で名簿の作成をしていきます。名簿の作成ができましたら次に全体計画ができた後に個別計画、それぞれの支援の対象者の個別計画もつくっていかねばなりませんけどそういうような形で進めていくという形になっておりまして、全体計画については先ほどの答弁にもありますようにうちのほうも作成にもっていきたくて。そして個別計画は全体計画ができた次年度の27年度以降というふうな考え方であります。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 27年度以降ということがちらっと聞こえたのですが私はやはり一日も早く名簿を作成していかなければ個別計画も立てられないと思いますので大至急やっていただきたいと思っております。これは理事者のほうにも強くお願いしたいと思っております。

続きまして次の質問に入らせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時12分

再 開 午前 11時25分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） お年寄りが暮らしやすいまちについて。戸田町長の公約で公共交通事情の不便な地域やお年寄りのため交通弱者救済へ買い物予約バスを運行しますとしております。そこで（1）町内循環バス元気号のダイヤ改正とその他の手法について伺います。

①昨年行われた議会懇談会で町内循環バス元気号が不便になった。もっと便利にという要望が多くありました。26年3月会議で元気号の運行の目的と手法を明確にすることが大切であると産業厚生常任委員会で委員会報告させていただいております。10月から新たなダイヤ改正が行われる予定ですが、それでも町内循環バスの課題をどのように考えているか伺います。

②移動困難者対策は循環バス以外にさまざまありますが移動困難者の支援を元気号だけで達成できていますか。デマンド交通や他の手法を含めてどのような組み合わせがよいのかメリット・デメリットを明らかにして結論を出すべきであると同じく報告しています。循環バス以外の手法の検討状況を伺います。

（2）白老町の高齢化についてです。①後期高齢者、後期高齢者世帯、耐震高齢者世帯はこの10年間どのように推移していますか。

②それぞれの課題と対策について伺います。

（3）ごみ屋敷や孤独死などを防ぐために見守りや安否確認の必要性について伺います。

①近年の町内孤独死の状況を伺います。

②孤独死ゼロを目指し見守り、安否確認体制をつくるのが早急に必要だと思っておりますが取り組み状況をお伺いいたします。

（4）介護保険制度の改正について伺います。2014年度の介護の総費用額は約10兆円、2025年には21兆円に膨らむ見通しです。国は介護事業の効率化で費用の抑制を図るために来年度より介護保険制度を改正します。介護の要支援1と2に認定された人が要介護状態になるのを防ぐための予防給付を受けることとなります。移行後は市町村がサービス内容や報酬単価、自己負担などを独自に決めることができます。厚生労働省は地域の実情に応じた柔軟なサービス提供が可能になる仕組みとして訪問介護と通所介護はヘルパーが身体介護等を行う訪問介護サービス、施設で運動や口臭ケア、機能訓練などを行う通所型サービス、配食や見守り、掃除、洗濯、ごみ出し、除雪、草刈りなどを行う生活支援サービスの3つに組みかえようとしています。介護の必要性が低い軽度向けのサービスやサービスの利用時の自己負担の仕組みが大きく変わり利用者に影響があると考えられます。

①白老町の関係団体との連携に向けた具体的な取り組み状況について伺います。

②町財政の影響は現時点でどのように予測しているのかお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） お年寄りが暮らしやすいまちについてのご質問であります。1項目めの町内循環バス元気号のダイヤ改正とその手法についての1点目、町内循環バスの課題についてであります。町内循環バスの課題については昨年6月の路線等の変更に伴い町民の方からの要望等について時間体やニーズに合った路線等の整備を進めるため検討を進めていますが、財政負担が増加することから今後も検討が必要と考えています。

2点目の循環バス以外の手法の検討状況についてであります。高齢者などの交通弱者のためデマンドバスの手法が考えられますが一般乗り合い旅客自動車運送事業者の許可を受けている事業者の参入が必要であること、新たな財政負担の増加が伴うことなどさまざまな課題への対応が必要となりますので長期的視点で検討を進めてまいります。

2項目目の白老町の高齢化についての1点目、後期高齢者、後期高齢者世帯、単身高齢者世帯の推移についてであります。本町における後期高齢者人口は過去10年間において約900人近く増加しており後期高齢化率では約6.6ポイントの上昇となっております。後期高齢者世帯、単身高齢者世帯につきましては10年間の推移を示す世帯数統計資料がありませんが住民基本台帳に基づき算出した平成23年度末のデータでは後期高齢者世帯は一般世帯数に対して13.8%、65歳以上の単身高齢者世帯は約21%となっております。白老町の後期高齢者数の推移ですが国立社会保障人口問題研究所による平成25年3月推計では2020年に高齢者数はピークを迎え後期高齢者数が前期高齢者数を上回ることから後期高齢者世帯数も増加すると予測されます。

2点目のそれぞれの課題と対策についてであります。後期高齢者の増加に伴う課題としては加齢による身体機能、運動機能、精神機能、社会機能の低下に伴い日常生活や災害時の避難などに支障が生じたり通院や買い物が困難になるなど日常生活を支える全般的な支援が必要となってきます。今後地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の多様な支える力を生かすために行政と町内の関係機関や団体などと連携し地域のニーズと社会資源を検証しつつ取り組んでいく考えております。

3項目めのごみ屋敷や孤独死を防ぐための見守りや安否確認の必要性についての1点目、近年の町内孤独死の状況についてであります。町内におけるごみ屋敷の対応は平均年2件ほど、25年中の一般的な孤独死として扱われるケースは6件ほどであります。

2点目の孤独死ゼロを目指した体制づくりについてであります。町内の高齢者、障がい者、子供など社会的弱者を見守るため4月に白老町地域見守りネットワークを立ち上げる予定です。これは行政、町民、さまざまな事業者、関係団体や地域の方々も含め日常的に普段の生活や事業活動をする中で見守り活動をするとともに、普段から見守りの意識を持っていただき本人や居住環境に異変があると感じた場合には行政に連絡していただくことで行政が中心となり関係機関と連携し対応していく仕組みであります。

4項目目の介護保険制度の改正についての1点目、町内関係団体との連携に向けた取り組み状況についてであります。第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画では国の方針として2025年に向け医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指した制度改革が予定されております。大きな改正点としては要支援者の訪問介護、通所介護について市町村が地域の実情に応じ多様なサービスの提供ができるよう制度の見直しがされる予定です。今後国から示されるガイドラインに基づき社会福祉協議会や町内の関係事業者などと協議し検討してまいります。

2点目の町財政への影響の予測についてであります。今回の改正による町財政への影響については特に要支援者の訪問介護、通所介護が介護保険制度の介護予防給付から新しい介護予防日常生活支援総合事業に移行する部分がどう影響するかが焦点となりますが、国から具体的なガイドラインが示されていない状況のため現在のところ明確な予測がつかない現状であります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町内循環バス元気号のダイヤ改正とその手法についてであります。これにつきましては何度も議会のほうで委員会を設置しやっておりますので、私は最終的なものの考え方として元気号の乗車数が減少している中で今回も新たにまた調査するといっております。職員がみずからバスに乗り利用者のニーズ調査、苦情、要望、分析を行った上で運行方法の見直しを提案するとしておりますけれども、まずどのような結果になったのかということをお伺いします。

2点目、元気号バスの路線のバス停からバス停までの利用状況そこを調査していらっしゃるのかどうかということなのです。つまり目的別の利用状況、交通量調査というのでしょうか多分していないのではないかと思います。空になって走っているところもあれば満員で走っているところもあるそういう細かい調査をしているのかというのが2点目の質問です。

3点目の質問は元気号の乗客数がどんどん減ってきております。ここの中で乗れなくなった方々もたくさんいらっしゃると思います。バスに乗れなくなった方々の理由を聞き取り調査などをしていらっしゃるのでしょうか。乗れない方を乗れるようにするのが利用状況の改善の一步だと思いますのでその3点をお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 3点ほどのご質問でした。乗られている方の結果でございます。うちの職員等で実際にバスに乗りまして乗っている方のご意見等をお聞きしたところ、確かに以前に比べればやはり不便の部分がある。ただやはり乗ってまちまで来られるということで感謝しているという部分もお聞きしますが、皆さんとしては時間体がなかなかうまく都合がつかない、また路線的に長い時間乗っていなければならぬそのような形で皆さんからのご意見がございました。

2点目の目的別の調査ということでどこからどこまで乗るのかということは具体的には実際のところ調査はいたしておりません。

実際の乗車人数につきましては25年度もかなりの人数が前年に比べると減少しております。乗れなくなった方の聞き取り調査を実施しているかということでございますが、実際にそういう方々のご意見としては直接は聞いておりませんがなかなか歩くのが難しくなった、また時間帯等の影響で行くにも行けない状態でバスを利用しなくなったという意見は以前聞いてございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 町内では今現在元気号バスのほかに福祉有償バスがあつたりとかそれから買い物バスがあつたりとかいろいろなものがあると思うのです。そのほかにタクシーもあるしそういういろいろな形の中で実際に白老町内のそういうようものの事業者数、また車両台数、利用客数をまず調査しているのかということをお伺いします。

白老町の元気号バスの乗らなくなった理由とかを今おっしゃっていましたが、乗った方々の乗車人数と乗車率これをちゃんと押さえていらっしゃるのかその辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず1点目の福祉有償サービスにつきましては町内の事業所でど

れだけの台数でどれだけの人数が利用しているかというのは今数字は持ってきておりませんが把握はしてございます。

買い物バスについては今うちのほうで何人乗っているかというところまでは把握はしておりません。タクシーについてもそういう状況で把握はしてございません。

年度ごとの乗車率という形でいきますとバス1台定員何人に対して何人乗っているか、そこまではちょっと押さえておりませんが人数は今押さえておりまして、申しわけございませんが数字は今持ってきておりませんが全体的に毎年、年々減ってきておりまして1日当たり少ないところは数人、多いところで20人程度というような形で1台のバスに1日利用しているというような形で推移してございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 乗車人数というのは大体私のほうも把握しておりますけれども、まず25年度の乗車人数をお伺いしたいと思います。

乗車率を伺ったのは近年地域内循環バスを廃止してデマンド交通に切りかえているところが非常に多くなってきています。この実態調査をしていますでしょうか。

また利用者の利便性はどのように変化しているのか調査していますか。

また実施自治体の財政負担はどのように変化しているのか調査していますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず乗車人数でございます。全体的な乗車人数につきましては昨年度平成25年度が3万2,389人、24年度が4万692人、24年度と25年度を比較しますと8,303人の減少でございます。

また23年度、22年度につきましても大体7,000人から8,000ずつ毎年減ってきているというような状況でございます。乗車人数につきましては以上でございます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） デマンドバスの関係につきましては以前にも議会のほうに報告している程度でその後の詳細な追加調査というのはいたしておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） デマンド交通に切りかえる市町村がふえてきているというのは利用者が高齢化してきて、昔70代で乗っていた方々が今度80代の人方も乗るような時代になってきて、そして元気な高齢者がふえてきているというか、そういう方々が多くなってきている中で福祉有償事業をやっている方々とか、それから今度過疎地域の車もありますよね。今度白老町も過疎になったのですがけれども確か自家用自動車による有償運送、これは法律の78条の中で自家用有償旅客運送法の中で市町村運営のものと過疎地のものと福祉有償のものがあると思うのです。白老町もやはりほかの市町村もそうだったのですが、道内もそうなのですが本州のほうを調べてみると1つだけでやっているわけではなくて、2つくらいのを合わせてやっているという形が非常に多いのです。そういうようなことをぜひ調査してやるべきではないかと思うのです。そうしなければいつまでたっても利用者

の利便性が上がってこない、そして経費もかかっていく、デマンドバスについて一度やっていますけれどももう一度新たな形のものもできてきたわけですので、もう一度検討してみる価値はあると思います。特にこれから財政的な負担軽減と利便性、この2つを考えたときに今のままでは限界かというふうに思っていますけれどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただ今議員のおっしゃるとおりでございまして現実には今後さらに高齢者がふえていくという状況において総合的な町内の交通確保という意味では大きな課題になってくるという認識はしております。総合的な交通政策ということで今例えば元気号が健康福祉課ですとかそういう体制で進めていくにはなかなか難しい面もございまして、今後そういう体制も考えながら将来に向かう対策を進めてまいりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 次に孤立死について質問させていただきます。ごみ屋敷や孤立死などを防ぐための見守りを今年度つくるといふことなのですけれども、私がここで1つお伺いしておきたかったのが、やはりこのままでは2040年ごろには年に約20万人の方が孤立死で亡くなるだろうと予測されているのです。というのは結局皆さん長生きするし、そして若い方々が結婚しないシングルだと。そうなってくると今は孤立死は大体年間3万人程度、全体の亡くなっている方が125万人程度なので100人に3人いるかどうかということなのですけれども、これが2040年になると約20万人になってくる。そうなってくると孤立死はどこでもどこの地域でも誰にでも起きることと認識すべきだというふうな形で町民の方々に広く周知をしなければならぬと思います。今回はつくるといふふうにおっしゃっていますけれども、行政が中心となって関係機関と連携しとありますけれども、この関係機関というのはどのような方々をいっているのか。そして実際に町民の方々に意識啓蒙というのですか、そういうものはきちんとしなければいけないと思うのですけどその辺のお考えをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 孤立死、孤独死になどの防止のために町長のほうで答弁したとおりに地域見守りネットワークを通じて、もし地域にお住まいの方でそういう可能性のある方、異変がありそうな方については行政にお知らせしていただくという仕組みづくりなのですが、住民の周知のほうなのですけれども関係機関と申しますのはここでいいますと例えば今既に見守りをやっています民生委員だとか町内会の関係、あと社会福祉協議会のほうで小地域ネットワークのほうもご協力いただいておりますが、もっともっと広い意味で町全体の例えばガス事業者さんとか行政の中でいきますと水道メーターを検針する方たちとかさまざまな関係団体、関係機関さんのご協力をいただきながら見守りに対する意識づけをしていただくという考えでおります。それだけではいけないので地域にお住まいになる方、隣近所の方が一番やっぱり異変を感じ取っているというのがございます。そういったところで今後、来月7月正式に立ち上げた後になりますけれども町民の方にこの仕組みをご理解していただくために戸別配付でお知らせしたいというふうにご考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 最後の介護保険についてお伺いいたします。これは一昨日同僚の議員も質問しておりますので今後について何点かだけポイントを絞って質問させていただきます。昨日の答弁で来年度以降は移行する期間が1年くらい必要だというような答弁がありましたけれども、具体的になぜその期間が必要なのかということなのです。というのも厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において平成13年1月からこのたびの介護保険制度の変更の具体案の検討がされ議事録、資料が公開されております。その情報をもとに今までどのような準備をされてきたのかということなのです。社会保障審議会介護保険部会、平成25年12月20日、概要資料とありまして、これは来年度の介護保険のための簡単な概要資料なのですがもうほとんど決まったような形のものが載っているのです。これについて先行して2012年からもう既にやっている自治体もあるのです。全国で44カ所あるとなっています。白老町はできてからやるというふうになっていますけれどもなぜそういうふうになっているのかその辺をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） このたびの国の改正内容の中に要支援者の部分とそれから今後高齢者の単身世帯の方、特に後期高齢者の単身世帯がふえるということで日常生活の支援サービスの拡充、充実ということで今回改正示されておりますけれども、本町といたしましては今後組み立てるという内容のところでございますけれども、まず実態把握をしていかなければならない。特に各地域で世帯の状況、65歳以上の前期高齢者、後期高齢者の単身世帯、夫婦世帯の状況を把握しなければならないとか、あと社会資源、特にどんな事業所さんでどういうことをやっているとか利用者はどうなのかということはある程度は押さえてはいるのですけれども、今後日常生活をやっていたところの拡充を考えたときには現状を把握しなければならないということもございます。またその把握をした中で今現在事業を行っている以外にどういったところでこのサービスをやっていたかということも今後さまざまな関係団体さん、事業所さんもいるかと思っておりますので時間が必要でございます。そういったところで第6期の計画の段階で早いうちに、要するに27年度の早い時点でこちらのほうで動いてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

〔7番 西田祐子君登壇〕

○7番（西田祐子君） 今回の質問の内容は既に法制化されているにもかかわらず今まで何の施策も計画もつくられていなかったというふうに私は理解しております。正直いまして平成24年度4月1日施行に踏まえて実際にもうやっている自治体があるわけですから、あとは白老町としてはほかの多くの自治体と一緒に29年3月までにやればよいという考え方だと思いますけれども果たしてそれでいいのかと。実際にもっときちんと早目に対応してもよかったのではないかと私は思っております。今回の介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律、平成24年4月1日改正これで中央の各省では2、3年前から既に具体的な議論が進められホームページでも公開されていると思います。実際にそれなのに早目の情報収集をしてこなかったのではないかと思っております。前回の介護保険事業計画第5期についても今後の計画については町内業者の意見を早く聞いて理解と協力を得るべきであると報告しております。やはりもっと早くやっていただきたいというのが私の考

えです。国は中央政府、市町村は地方政府、もっと責任の重さや大きさを自覚して職務に努めていただきたいと思います。

これで最後の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今の内容でございますけれども、きのう正式に可決した状況でございます。ということで本町としましては正式に可決したあとということで今後組み立ててまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、7番、西田祐子議員の一般質問を終了いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第 1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成26年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

平成26年度白老町の一般会計補正予算は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,818万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,428万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 3番、斎藤です。13ページの番号制度導入事業について伺います。説明書のところをずっと読んできたのですけれどもわからない部分が2、3ありましたので伺いたいと思います。

国の制度として25年度にこの4法案が通ったということで町のほうでも昨年12月推進委員会が設立されたということがわかったのですが、それ以前に個人番号を申請するという制度があったはずで、住民基本台帳カードですか、そのときの住基カードと今回出されたマイナンバー制度その違いというのはどこにあるのか。それをわかりやすく説明をしてください。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 住民基本台帳の番号とそれから今回の番号制度による番号の違いということでございます。これは基本的に住基カードというのは住民基本台帳法に基づいてつくられる数字ということで、この番号については全国民につく番号なのですが、活用についてはあくまでも法律に基づいた中での使用という限定されたものになっております。しかし今回の番号制度による番号については住基も含めて税情報だとか災害にかかわる部分の分野においてもこの番号を使うというような形で違いがございます。

それと先日ご説明させていただいた中でちょっと重複いたしますが、住基カードについては11桁の番号ということなのですが、それが今回新たなものについては12桁になると。それからカードの交付についてもそれぞれ違いがありまして、これにつきましては別冊の資料の9ページに個人番号カードと住基カードの違いをお示ししてございますがこのような形で交付のあり方あるいはカード自体も違うというようなこととなります。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 前のものとは使う範囲が全く違うのだということで理解をしました。このID社会の中で危機で管理するというこのインフラ整備そういう考え方が出てくることは必然的かというふうには思うのです。ただ組み込まれたデータを元に一律社会保障だとか、それから税の負担の問題そういうものが全部管理されるということになるわけで、そうすると従来は住民の個々の事情何かもよく個々話し合いながらやってきた部分というのがたくさんあったと思うのです。そういう住民個々の事情何かが入り込む余地がなくなるのではないかというふうにも考えるのですが、真に手を差し伸べるべき者を発見するというふうに書いてあるのですけれども、国民に対して行政サービスが向上するという仕組みになるのかどうなのか。ただ管理上すごく行政としては便利になったというだけのもになって、そうすると国民にとって利便性の高い社会をつくるといっているのですけれども国民にとってのメリットというのは何なのだろうというふうにも考えるのです。そこら辺について説明をお願いしたいのです。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の番号制度の趣旨ということで今斎藤議員のほうからいわれたところ国民の利便性というものも含まれておりまして、その利便性というものはどういうものかということなのですが、まず国民いわゆる1個人においてはこれまで何らかの行政機関に対する申請を行う場合に例えば所得証明が必要だとかいろいろなほかの添付書類が必要であったと。その場合にそれぞれの機関で自分が行って申請して、その添付書類を集めて最終的に実際に申請する機関に持っていかなければならないという部分が今回の番号制度によってそれぞれ個人に番号がついて、それぞれの情報が紐つきになるというようなイメージなのですが、こういう番号があったらそれぞれに紐つけ

てそれぞれの情報がついていると。それをやることによって申請行為が煩雑化しない、添付書類もそこへ行ってその行政機関と行政機関の間の確認行為によってできるということでの個人の利便性があるというふうにいわれております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 今まで役場でやってきたことが番号1つで全部処理できてしまうと考えるとみれば便利なような気もするのだけれども本当にそれで国民の利益が守れるのかということになるとたったそのぐらいのことなのかと。それでこの大事な番号を全部管理しなければならないのかという心配も出てくるのですけれども、この現代社会の中で情報管理というのがかなり難しくなっているということは事実あります。中身読んでいると個人情報保護に配慮しますというような言葉が何か所か出てくるわけですけれども、情報の登用だとか漏えいだとか意図的に悪用するということが今はやっているわけですが、はびこっているといいますか。わざわざそれを狙って悪用するというそういうことに対することがたくさん聞くにつけてこまで信用、信頼していいのだろうか。ここら辺がよくわからないところです。個人情報の安全確保だとか責任の所在、そういうふうになってしまったところの責任の所在というのはどこにあるのだろうか。それがどのように仕組みられているのか。このところのセキュリティーが一番大事な部分。ただ便利になるからではなくて完全に番号一つで何でもできる、情報までも全部わかってしまうという場合にどうやってセキュリティーを保つかということが一番大きな問題だろうと思うのです。そこら辺の保障はどうなっているのかということを知りたい。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 確かに今回この番号制度という部分でその番号自体に全ての情報がくっついて1つのものになっているわけではなくて、その番号を紐で結んでいるという状態なのでその番号から全ての情報がわかるというわけではないような仕組みにはなっているということを前提としてお答えいたします。それで今回の個人情報の管理に伴いまして2つの点が懸念される部分がやはりあるというふうに国のほうとしても捉えているようで、まずは個人情報の追跡・突合に対する懸念ということで、これについては番号が誰かに知らされてそれが外部に漏えいするのではないかと、あとは特定の個人が選別されるのではないかと差別的なものがあるのではないかとはいわゆる個人に関する情報の関係です。それから財産その他の被害への懸念ということで、これは番号情報の不正利用等によって本人の財産による被害を負うのではないかと懸念はあるというふうに考えています。その心配をどういように保護するのかというところで制度上の保護というのとシステム上の保護というもの、この2点大きな柱の中で設計をしているようでございます。制度上のところでいえば例えば利用範囲や情報連携の範囲を法律で限定して目的外使用を禁止するですとか、あるいはシステムを今回つくるにあたってこの個人情報を第三者機関で監視・監督させる仕組み、それから評価の仕組み等もありますし仮に何らかの形で漏れた場合、不正使用があった場合は罰則を強化しているだとかというようなことも挙げられます。あとシステム上の保護としてはやはり単純に先ほど申しました個人情報の芋づる式に引っ張って、それで漏えいを防止するために個人連携を行う際のキーとして個人番号を直接使うのではなくて情報を保有する機関ごとに異なる符号を用いるということになっているのです。そこら辺のシステム上はちょっと私も詳しくはないのですが、あくまでもその番号自

体をシステム上で使うということではないらしいのです。個人情報や通信の暗号化を実施するというようなシステム上のセキュリティーも講じているようございますので、この辺の懸念される部分については十分国のほうも配慮して何重にもファイアウォール的なものをかけているというふうに認識してございます。最終的にそうやったとしても何らかの形で漏れたとかという部分で、最終的にこの制度自体の問題で漏れたという場合はやはり国の責任というふうなことになるかと認識してございます。

○議長（山本浩平君） ほか。8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。1点だけ質問します。14ページ、15ページの3款民生費8目アイヌ施策推進費のウタリ住宅新築資金等貸付事業にかかわって、こちらの今既存の貸し付けの残高や収納率そして昨年度と比較して収納率の向上を図られているのかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問いただきましたアイヌ住宅の貸し付けのまず最初に収納率のほうでございます。収納率の25年度の現年分の収納率については88.94%、それから滞納繰越分につきましては7.65%、現滞計合わせまして25年度につきましては29.56%となりました。この収納率につきましては24年度に比べまして現年では0.91ポイントのダウン、滞納繰越分では3.91ポイントアップということで現滞計で0.46ポイントのアップということで多少の収納率の向上が図られたものでございます。

現在の残高25年度末で現滞計合わせ3,284万5,887円でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。収納率の向上が図られている中で若干やっぱりこの部分は回収に努めなければいけない部分なのかという認識で質問したのですけれども、こちらのほうの審査方法というのはどのようになっているのかどうかについて。

あと回収方法について。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 審査方法につきましてでございますがその方がアイヌの方であるかどうかということにつきまして北海道アイヌ協会のご協力を得て推薦をいただいた上でこの当該貸し付けの対象者であるということを確認してございます。

貸し付ける限度額もございますのでその方の購入される住宅等の金額、貸し付ける額について厳正なる審査をいたしまして、またその方の収入状況、それから自己資金があるかないか。といいますのはこちらにつきましてはこの住宅の貸し付けを受けた場合ほかに民間等からの貸し付けを受けることができないということでお貸しすることになっております。ということでそのような審査を受けた上でこれが該当の15年あるいは25年等の期間で返済することができるか等を確認した上で今回補正に上げてございます。

それから続きまして収納対策でございます。はっきりいいましてウタリ住宅貸付に対する収納対策は当然税等に比べますと非常に弱いということがいえると思います。それで今回25年度におきましては新たにここ数年ちょっと対応していなかった部分で滞納繰越分の滞納者のうち納付が滞り連絡のついていない方14名に対して12月それから1月と催告の文章出し役場への電話、来庁を求めました。ま

た連絡のつかない方については直接訪問してその方の所在を確認いたしました。その結果連絡をした14名の方のうち全員と連絡がつき、そのうち7名からは可能な限りの納付があったということでございまして、その結果として近年3%前後であった滞納繰越分の収納率が7.65%になったということでございます。わずかな数字ではございますけれどもこういう積み重ねでいくしかないかと。それから約20年前に貸し付けた、平成元年ぐらいまでの間に貸し付けた部分の滞納繰越分というのが非常に重いものとなってございます。そういう高額滞納の方についてどう対応していくかということについてはやはりいま一度対策を考えなければいけないと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。アイヌの方たちにとっての福祉施策として大変重要な事業だと思えます。ただ無理な貸し付けになっていないかどうかという部分がちょっと気になった部分で、そちらについては返済のめどを立てながらということと民間との重複も避けながらということで理解しました。無理な取り立てになっていないかどうかについても今の話で常識的な範囲だというふうに理解しておりますが、やはり不公平感にならないように滞納されている方に対しての働きかけが何より大事でそこは一定の向上が図られつつあるというふうに認識しましたので引き続き頑張るべきだと考えますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ありがとうございます。引き続き細やかな滞納対策を行っていくと。連絡がついていない方に対して今回つながったところでそれを途切れることなく対応を行っていきたいと考えておりますし、それが少しでも収納率の向上になると考えております。

○議長（山本浩平君） ほか。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。15ページの2点について伺いたいと思います。1つ目は保育士の処遇改善臨時特例交付金のことなのですが、これは賃金格差をなくするという事で保育士さんの処遇を改善しようということでのものだと思うのですが、これは2園分ということなのですが2園で何人分なのか。それとこれは毎年こういうような形で支給されるのか。これは継続というか、格差を是正するために保育運営費のほうに含まれて支給するような形で毎年ではなくてきちんと保障されていくような形にはならないのか。その点について伺いたいと思います。

それともう1点、下のほうの健康づくり費の中で心の健康推進事業ということで自殺対策として講師を招いて講演をするということと、それから相談窓口をするということで臨時看護師さんを採用するという事になってはいますけれどもどういった形で進まれるのか。金額見ると15万9,000円ですので1カ月に何回かという形でされるのか。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず第1点目の保育士の人数については持ち合わせておりませんので後ほど回答したいと思います。

第2点目の保育士のこれからの処遇改善の特例事業が続いていくのか、ほかのものに変わるのかということなのですが今の情報では、率もちょっと変わったのですがそれでも新制度の移行に向けてこの

制度は続けていくというような書類は来ております。以上です。後ほど第1点目は回答したいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 2園に対しての処遇改善の交付額は保育士さんの数ではなくて児童数で算出して2園の各補助額を算定して交付するものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 2点目の心の健康推進事業の関係でございます。今現在予定している内容といたしましては自殺に至る背景はさまざまな形であるかと思えますけれどもその変化についていろいろと身近に感じられるというのがご家族とか職場だというような形になっているかと思えます。そういうことで町民の皆様のように町の実態やうつ病の理解や変化そういうことに気づいていただくことや相談窓口として健康福祉課のほうに窓口を設けまして、臨時看護師という形で雇用はいたしますが常時雇用ではなく短時間雇用という形で今予定しております。一応7月から3月までの期間なのですが短期間雇用という形でそれ以外は担当の保健師等がございますので対応はできるかと思っておりますので、そういう形である程度この事業を充実することによって自殺をする方の予防に努めていきたいと思っております。またそういう形の町民への周知の方法といたしましてはリーフレットの作成等もしくは市販されているものをうまく活用した中で町民の皆様への周知を考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 保育士の処遇改善ということで先ほどあまりきちんとした答弁はなかったのですが、運営費の中に今後新制度の中でどうなってくるか。そういうふうになるのではないかとことですがまだ明確にはなっていないということですか。処遇改善というのは給与格差をなくしていくということはもちろん保育士が足りなくなるということでの復帰をしていただくために給与の格差をなくすることが復帰の一つの大きな条件になるだろうということでしょうか。その辺1点伺いたいと思えます。

それともう1点、心の健康推進事業これは臨時事業になっていて、自殺者は今まで3万人を超えていたのですが、この1、2年で3万人を少し割ってきたということなのですか。というのは各自治体で心の相談教室とかいろいろな対応をしているということなのですか、今お伺いしました7月から3月まで臨時看護師さんは置く事業の部分だと思うのですがその後はどうされるのかということが1点。それから保育士さんで今後はこれがなくなったら対応していくのか。

それともう1点、先ほどちょっと出ましたように自殺予備群とっていいのかわからないのですが、自殺をしてしまう人というのはやっぱり心の病、うつ病が大きく要因になっているということなのですか、これは相談窓口を設けて相談した後の対応が大変大事だというふうに思うのです。うつ病の人を余り激励してはいけないというふうには聞いているのですがどういった対応をしていくのか。そして相談を受ける臨時看護師さんを採用するということは専門医だとかが必要ではないかというふうにもちょっと考えているのですが、そういう専門医につなげていくための1つの相談の窓口になっていくのか。今後どのような対応されていくのか。その点伺いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 先ほどの議員さんのお話ですけれども、新制度に向けて保育士の処遇改善について続いていくのかということでございます。これにつきましては先ほどちょっと説明が足りなくて申しわけございませんでした。処遇改善については改善臨時特例事業を平成24年度から補正予算では安心子ども基金を使って積み増ししてきておりました。そして平成27年度要するに新制度からの子ども・子育て支援新制度に向けてはその効果が途切れることなく新制度に引き継がれるように、今回平成26年度においては保育緊急確保事業として消費税財源も充当して実施すると。ついては平成27年度からについても先行的な位置づけでありますことから、この補助率は8分の1ということで町のほうはその分を見ないとならないのですけれども、ただそれは後で消費税のほうのかかわりで戻ってくるということなのですけれども、その制度の補助率に合わせて進めていくということでございますのでこの部分は位置づけされたという認識でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 心の健康推進事業の関係でございます。今回この事業というのは道の緊急事業という形で補助金制度があるものという形でそれを利用いたしまして今回の事業を設定させていただきました。実際補助金がない中でも以前からもそういう相談窓口等においてはやってきておる事業でございます。補助金がなくなったからといってこの事業をなくするというのではなくというふうに私どもも思っております。今回この補助金を利用した形の中で臨時看護師等を相談窓口とかそういう形でいろいろ相談した中で、個々のケースは当然あるかと思うのですけれども基本的にはお悩みを聞いて、もし専門医等への受診が必要ということであればそういう方々に対してはいろいろ紹介してということも当然繋げていきたいと思っております。先ほど議員お話あったように自殺者は全国的にも年々若干ずつではあります減ってきておまして全道的にもここ数年減ってきております。白老町においての自殺者というのがなかなかうちのほうでは掴めていない状況で、道のほうが発表する保健統計年報という中で死亡の原因という形の中で自殺という項目がある中でうちのほうで数字は押さえておりますがその数字というのが大体2年遅れで出てくるものですから余り参考にはなりません。人数といたしましてはここ数年10人以下で減少もしくは横ばいというような形で人数は推移してございます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず13ページです。防犯灯のLED化整備事業これはいいことだと思いますけれども、よそから補助金もらうということで若干紐つきあるかと思えますけど、実際のここでの防犯灯の現地調査、現状解析業務をしますというのはどういうことをするのか。そして現在町の防犯灯の台帳があるはずなのです。灯数とかも押さえていると思います。支柱が老朽化して危ないかどうかとかそれも含んでいるのか。だからどういうことをやってどうするのか。

それと調査した後、防犯灯をLEDに変えたり鉄塔というのか、地震で老朽化していたら交換しなければいけないけどその部分に繋がっていくのかどうか。もしやるとすればその辺の財源がちゃんと見越して最後の結果までやることを含んでこの調査をやるのか。

それと町内会の防犯灯結構あります。これらについての関連はどうなっていくのかということでご

ざいます。

それと16ページです。この森林・山村多面的機能発揮対策推進事業、この事業の具体的な内容。何をやって何をどうして何を求めているのか。結果的にどうなってくるのか。そしてこれは3団体といっていましたけどどういう団体なのか。個人ではないのかという話もあるのでその辺を具体的にお聞きしたいと思います。

それと歳入で繰越金、これは一般質問で出ていましたから内容云々ではないのです。確認だけしたいと思います。不用額1億4,000万円ほど出ていましたけど、この年度途中で財源が不足するというところで5%の削減をカットしていますよね。その確認でその額は幾らになっているのか。そうすると多少の種々は違いますが今答弁いただくとお聞きしたいと思いますが、その額と今回の1億4,000万円合わせた約2億円前後になると思います。これが本当に25年度予算編成した結果、逆に2億円ぐらいの不用額になってしまったというような理解をしていいのかどうか。その辺伺います。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 1点目の防犯灯LED化整備事業についてのご質問2点お答えさせていただきます。まず今回の事業につきましては現在町の防犯灯1,461灯を管理してございます。これらにつきましては20年、30年と相当老朽化し柱からも落ちるほど腐っているという状況のものもございまして。今回補正として提出いたしました内容につきましては環境省のほうで小規模自治体に対する防犯灯等の一斉の切りかえこういったものに向けてのノウハウが小規模自治体にはないであろうということでの環境省のメニューがございまして。ねらいとしてはLED化によるCO2排出削減という大きなものでございまして、内容につきましては現在毎年電気料として支払っている金額、また当然修繕等が伴ってございましてこれらの予算、規定の予算の中でこういった見合いで10年間で全部の頭部を交換するというのが最終的な内容になるのですが、今回の補正につきましてはその前段といたしまして現在あります1,461灯、このうちの30灯は近年LED化に変えておりますので現在1,431棟の古くなった防犯灯に対してまず調査をさせていただく。台帳はございますが実際には位置ですとか種類そういったものについては整理しており故障があった場合にすぐ対応できるようなものになってございます。ただ20年、30年前のものでこれらの台帳というのが少し曖昧な部分がございます。今回調査するに当たっては全額国の補助を受けて調査をいたしまして、実際にはほかの今出ました町内会の防犯灯ですとか町の外灯ですとか近くに現存するものも実はございます。そういったものも含めて自立式の防犯灯または北電柱等に共架している防犯灯いろいろな種類がございまして、こちら辺をもう一度必要な位置ですとかどういったものを新たに立てなければいけないだとかそういった調査を含めて今回補正をさせていただくものでございます。この後の9月議会までにこの調査事業を終えて次のステップといたしまして全件の調査を終えた中で交換の事業に対してのご提案をする予定となっております。

あと町内会につきましては今回町の防犯灯ということで全部町の所有物件ということで補助事業のつとる形をとれるのですが、各町内会それぞれの財産でございましてこちら辺はちょっと課題がございまして今すぐに取りかかれるような状況になかったということで、まず町の防犯灯を第一義的に対応させていただき今後調査、検討をしていくという考え方でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 森林・山林多面的機能発揮対策推進事業の関係でございます。これにつきましては住居近くにある山林、よくいう里親が交配していますのでそれについて地域住民とか森林所有者が自発的に保全管理や資源の利用するための活動に補助をするという形でございます。今回補正しているのはその団体のために安全指導と、あとは今回講習会と現地指導をやる予定になっております。半日現地を見て、その後研修会を開くという予算を立てた中で講師の方に来ていただいてそういう作業をやりたいというふうに考えております。

あと団体なのですけれども一応今のところ3団体あります。萩の里自然公園管理運営協議会、あとウヨロの森づくりの会、あと白老森野会というのがございます。そしてあと1団体参加できるのではないかと思っているのがポロト自然休養林保護管理協議会の4団体に指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 本年度の繰越金1億4,003万5,363円繰り越しましたが議員おっしゃる5%の凍結に関しましては一昨年当初から歳入欠陥1億4,500万という数字、税及び交付税で歳入欠陥起こしましたので、24年度については判明して以来各課に依頼して5%削減して何とか削減した結果年度内にそういう不用額等で整理してその穴埋めをしたわけでございます。本年度25年度については当初から2億2,000万円の歳入不足はもうはっきりわかっていて水道会計から借りるという予算編成になっておりましたのでそのような経費削減はかけておりませんでした。結果交付税、税、不用額等で何とか穴埋めして終わって、そのほかこの間大渕議員に答弁したとおり1億4,000万円ほどの繰越金が生じたという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。防犯灯のほうで1件聞きたいのですが、今いったように1,461灯を調査して10年かけてやりますと。それで調査結果は9月の議会か何かに報告しますといったけど、私が1問目に質問したのはその後今度交換したりしてかかる経費がいろいろ出てきます。それは誰が負担してどうするかということです。それだけ確認しておきたいと思います。

それと森林・山村多面的機能というのは3団体になるか4団体になるかわかりませんが、その人方に対する里山づくりの研修ということですか。個人的に雑木林を持って里山をつくって整備すると、今度それにはね返っていくのだけどその部分についての具体的な取り組みは見えていないのですか。聞くところによるとそういうところも一歩踏み込んでやるのだという話も聞いているのですがその辺はどうなっているのだろうか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。この調査を経て同時に全灯を交換した場合にどのような器具を使ってどういう配置をするというそういうリース会社を中心に実際に灯具を提供する業者ですとか工事業者ですとかそういった共同企業体に町のほうからいわゆる指導書を示した中でプロポーザル方式による申請を受け、そういう業者を決めて来年3月までに全灯器具を交換するという事業を次の第2段階として想定してございます。10年間

のリースという大枠の考え方で現在既定予算にあります電灯料ですとか修繕費これらの経費を充てて10年間でそれよりも安くあげる方法での提案を受けるといふ形の予定をしております。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時46分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただ今のご質問に再度説明させていただきます。実際灯具を全部交換した中でかかる経費、数千万円かかるのですがこれらのものを全額10年間で償還するという形のリースを組むわけですが、当然電気料もかかりますが現在の電気料は相当高いものからLED化にすることによって電気料自体が3分の1近く下がります。また当然新たなものになりますので今あります修繕費こういった経費が不要になってまいります。耐用年数15年ぐらいということの新たな灯具が全灯つくということになります。またこの間における故障等についても条件として保険に入って故障についてはこれらに当てていくというような内容になっておりまして、言葉が足りなかったのですが全部取りかえた経費については既定の電気料と修繕費を合わせた経費で対応するというところでございます。

○議長（山本浩平君） もう一度、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 1時49分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 灯具等の交換の経費につきましては現在既定予算で組んでいるものの予算の中で対応できる金額でございしますが、さらにこれよりも下がる見込みで計画を組んでございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 先ほどの質問で4団体だけではなく個人というかほかにもやっている人もいるのではないかという話なのですけれども、それにつきましては今考えているのが4団体に安全指導とかをやるのですけれども、そのときに個人の方にも案内をして来てもらうとか、あとは講習会もそういう方たちにも案内して参加してもらうという形で今のところは考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

先ほど答弁漏れがあるということで、坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは先ほどの答弁漏れの部分で保育士の改善臨時特例事業における対象者でございます。緑丘保育園については保育士15名ほか21名ということです。それから小鳩保育園については保育士17名ほか23名ということでございます。先ほど財政課長のほうも答弁されて

いましたけれども保育士の処遇改善特例事業の所要額については子供さんの人数、そして乳児、1歳、2歳、3歳、4歳それぞれの適用単価というものがございましてその単価に基づいて整理されております。実績を出すときにそれぞれの人数とか全部が出てくる予定になっています。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。第1号議案の質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ352万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議案第3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成26年度白老町の介護保険事業特別会計予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,081万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時、休憩をいたしたいと思います。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 2時21分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第4号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年6月13日提出。白老町長。

続いまして附則でございます。6ページになります。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中白老町条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日

（2）第1条中白老町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る大きく改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

（3）第1条中白老町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条の規定 平成27年4月1日

（4）第1条中白老町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに1条第6項、附則第5条及び第6条の規定 平成28年4月1日

（5）第1条中白老町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日

（6）第1条中白老町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法の施行日

続きまして議案説明でございます。10ページでございます。地方税法の一部を改正する法律、地方

税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に交付され、原則として4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うため本条例等の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今回法人税及び軽自動車税の関係、議案説明資料に基づいて3、4、5は白老町に影響はすごくあるとは思いませんけれども、1と2法人税関係と軽自動車関係、軽自動車税は結構な値上がりですけれどもこの影響金額はどれぐらいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 軽自動車税の税率の改正の影響額ということなのでお答えいたします。この税につきましては新たに27年4月以降に購入した車に対してと、あと28年度以降の重油課税の部分で14年経過した車にかかります。それを今現在概算で見積もった中ではおよそ500万円程度の収入増になるのではないかとということを見込んでいます。ただ今現在なので例えば14年経過した車が今後1年ちょっとの間で購入されれば、その分は重油課税に加算されないということで額は変わりますが今現在では大体500万円程度の増額になるかということを見込んでおります。

法人税の①の法人町民税のほうが町に影響する部分でございます。この部分では2.6%の引き下げということになります。この分で今うちのほうで見積もっているのは平成25年ベースの課税額で見積もった中では2.6%下がるということで、それを額に換算すると約1,070万円ほどが引き下げられる額になるということで算定しております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、議案第 5 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。中村消防長。

○消防長（中村諭君） 議 5—1 ページでございます。議案第 5 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり決定するものとする。

平成 26 年 6 月 13 日提出。白老町長。

白老町火災予防条例の一部を法改正する条例でございます。次の次のページ、議 5—3、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

次のページ、議の 5 の議案説明でございます。

白老町火災予防条例の一部改正について。

平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い火災の発生する恐れのある対象火気器具等を使用する露店等の開設を行う場合に消火器の準備及び開設の届け出義務を設けるほか、町が指定する屋外における大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任並びに火災予防上必要な業務に関する計画の作成、提出及びその適正実施を義務化しそれに伴う罰則規定を新たに追加すべく所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく審議お願いいたします。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 5 章 略 <u>第 6 章 避難管理（第 4 1 条—第 4 9 条）</u> 第 7 章～第 8 章 略 （液体燃料を使用する器具） 第 1 8 条 略 (1)～(9) 略 (10)～(13) 略 2 略 （固体燃料を使用する器具）	目次 第 1 章～第 5 章 略 <u>第 6 章 避難管理（第 4 1 条—第 4 9 条）</u> <u>第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 4 9 条の 2—第 4 9 条の 3）</u> 第 7 章～第 8 章 略 （液体燃料を使用する器具） 第 1 8 条 略 (1)～(9) 略 <u>(9)の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用する。</u> (10)～(13) 略 2 略 （固体燃料を使用する器具）

第19条 略

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。
(電気を熱源とする器具)

第21条 略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火する恐れのない器具にあつては、同項第2号及び第6号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し、火災の発生の恐れのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

第19条 略

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第21条 略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火する恐れのない器具にあつては、同項第2号及び第6号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し、火災の発生の恐れのある器具)

第22条 火消つばその他使用に際し、火災の発生の恐れのある器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第49条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りではない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第49条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく

<p>第52条 略 (1)～(8) 略</p> <p>第55条 略 (1)～(3) 略</p> <p>第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条にかかる罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</p>	<p><u>業務を行わせなければならない。</u></p> <p>(1) <u>防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。</u></p> <p>(2) <u>対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。</u></p> <p>(3) <u>対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第52条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>対象火気器具等に対する消火準備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。</u></p> <p>2 <u>前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。</u> (火災とまぎらわしい煙等を発する恐れのある行為等の届出)</p> <p>第52条 略 (1)～(8) 略 (9) <u>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</u> (罰則)</p> <p>第55条 略 (1)～(3) 略 (4) <u>第49条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災</u> <u>予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者</u></p> <p>第56条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。</p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ</u></p>
--	---

	か、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
--	--

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎議案第 7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第7号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上2議案を一括議題に供します。

提案の説明を求めます。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議案第6号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成26年6月13日提出。白老町長。

議6-3をお開きください。議案説明でございます。

北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退すること、道央廃棄物処理組合に加入すること上川中部消防組合の解散による鷹栖町及び上川町の消防団の単独組織設立に伴い加入すること並びに赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴い脱退することにより、北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表は以下のとおりです。

北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
<u>石狩振興局</u> (15)	(略) …、北海道後期高齢者医療広域連合	<u>石狩振興局</u> (16)	(略) …、北海道後期高齢者医療広域連合、 <u>道央廃棄物処理組合</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>空知総合振興局</u> (35)	<u>赤平市</u> 、 <u>歌志内市</u> … (略)	<u>空知総合振興局</u> (34)	<u>歌志内市</u> … (略)
<u>上川総合振興局</u> (31)	(略) … <u>士別地方消防事務組合</u> 、 <u>上川中部消防組合</u> 、 <u>大雪消防組合</u> … (略)	<u>上川総合振興局</u> (30)	(略) … <u>士別地方消防事務組合</u> 、 <u>大雪消防組合</u> … (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>胆振総合振興局</u> (13)	(略) … <u>むかわ町</u> 、 <u>伊達・壮警学校給食組合</u> 、 <u>安平・厚真行政事務組合</u> … (略)	<u>胆振総合振興局</u> (12)	(略) … <u>むかわ町</u> 、 <u>安平・厚真行政事務組合</u> … (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第26号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務（略）	<u>江別市</u> 、 <u>赤平市</u> 、 <u>根室市</u> … <u>長万部町</u> 、 <u>増毛町</u> … <u>上川北部消防事務組合</u> 、 <u>上川中部消防組合</u> 、 <u>士別地方消防事務組合</u> … (略)	1 消防組織法（昭和22年法律第26号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務（略）	<u>江別市</u> 、 <u>根室市</u> … <u>長万部町</u> 、 <u>鷹栖町</u> 、 <u>上川町</u> 、 <u>増毛町</u> … <u>上川北部消防事務組合</u> 、 <u>士別地方消防事務組合</u> … (略)
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) …、北海道後期高齢者医療広域連合、 <u>山越郡衛生処理組合</u> … <u>士別地方消防事務組合</u> 、 <u>上川中部消防組合</u> 、 <u>大雪消防組合</u> … <u>広域紋別病院企業団</u> 、 <u>伊達・壮警学校給食組合</u> 、 <u>安平・厚真行政事務組合</u> … (略)	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略) …、北海道後期高齢者医療広域連合、 <u>道央廃棄物処理組合</u> 、 <u>山越郡衛生処理組合</u> … <u>士別地方消防事務組合</u> 、 <u>大雪消防組合</u> … <u>広域紋別病院企業団</u> 、 <u>安平・厚真行政事務組合</u> … (略)

続きまして議案第7号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

平成26年6月13日提出。白老町長。

次のページでございます。議案説明。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約新旧対照表

改正前	改正後
別表第1	別表第1
石狩郡当別町 (略)	石狩郡当別町 (略)
西天北五町衛生施設組合 <u>上川中部消防組合</u> 南十勝消防事務組合 (略)	西天北五町衛生施設組合 南十勝消防事務組合 (略)
江差町ほか2町学校給食組合 <u>伊達・壮瞥学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)	江差町ほか2町学校給食組合 檜山広域行政組合 (略)
北空知圏学校給食組合	北空知圏学校給食組合 <u>道央廃棄物処理組合</u>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

最初に議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 北海道市町村総合事務組規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第8号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議案第8号です。白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、知識経験を有する者のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので議会の同意を求める。

平成26年6月19日提出。白老町長。

記の欄です。住所、白老郡白老町字萩野302番地1。氏名、菅原道幸。生年月日、昭和24年4月7日生まれ、65歳です。履歴、別紙のとおりということで次のページに履歴調書を記載してございます。学歴、職歴につきましては記載のとおりでございますので朗読を省略いたします。

次のページ、議案説明です。

白老町監査委員として菅原道幸氏を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意の求めるものでございます。

若干補足説明いたします。現在の岡英一代表監査委員におかれましては平成14年7月に就任以来3期12年を迎えます。この6月30日に任期満了を迎えることからこの際新たに監査委員の選任いたしたくご提案するものでございます。

岡代表監査委員さんにおかれましては3期12年の長きにわたりまして本町の財務に関する事務の執

行等及び経営に関する事業の管理について監査をしていただきました。その都度適切な監査意見をいただいたところでございます。この場を借りて厚く御礼申し上げたいというふうに思います。

以上説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し採決いたします。

議案第8号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　　全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君）　　日程第12、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）　　続きまして議案第9号です。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成26年6月19日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町末広町4丁目8番24号。氏名、山口美津男。生年月日、昭和23年9月10日生まれ、65歳です。履歴は別紙のとおりでございます。次ページの履歴調書でございますが記載のとおりでございますので朗読は省略いたしますが公職歴の欄だけ朗読いたします。平成14年7月に白老町固定資産評価審査委員会委員に就任され現在も委員としてご活躍願っているところでございます。

議案説明会に入ります。平成26年6月30日付任期満了に伴う白老町固定資産評価審査委員会委員として山口美津男氏を選任したいので、地方税法の第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。先ほどいいましたとおりで現在も固定資産評価審査委員会の委員でご活躍願っておりまして再任をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し採決いたします。

議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 続きまして諮問第1号です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成26年6月19日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町字虎杖浜182番地2。氏名、宮下與史夫。生年月日、昭和22年8月23日生まれ、66歳です。履歴は別紙のとおりということで次のページですけれども履歴調書がございます。記載のとおりで朗読は省略いたしますが一部公職歴の欄でございます。平成23年10月から現在まで1期ですが3年間人権擁護委員をお願いしてございます。ということで宮下與史夫様につきましては再任をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次にこの件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではお諮りいたします。

諮問第1号については適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については適任という意見を附することに決定をいたしました。

◎諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第14、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成26年6月19日提出。白老町長。

記の欄ですが、住所、白老郡白老町末広町3丁目5番1号。氏名、塚原光博。生年月日、昭和29年11月19日生まれ、59歳でございます。履歴は別紙のとおりということで次ページになりますが履歴調書でございます。記載のとおりで朗読は省略いたしますが公職歴の3行目です。平成23年10月から現在まで人権擁護委員ということで1期3年間を経験してございます。今回再任のお願いするものでございます。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりましたのでこの件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次にこの件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それではお諮りいたします。

諮問第2号については適任ということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については適任という意見を附することに決定をいたしました。

◎報告第 1号 平成25年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第15号 報告第1号 平成25年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第1号 平成25年度白老町一般会計繰越明許費繰

越計算書について。

平成25年度白老町一般会計補正予算第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので
地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたい
ことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況
説明書の提出について

○議長（山本浩平君）　　日程第16、報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書
の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君）　　報告第2号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況
説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙
のとおり提出する。

平成26年6月13日提出。白老町長。

（1）株式会社白老振興公社平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画

（2）一般財団法人白老町体育協会平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画

以上でございます。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねし
たいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　それでは報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君）　　日程第17、報告第3号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供しま
す。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員
から報告がありました。議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　それでは報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎議会推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（山本浩平君） 日程第18、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題に供します。

提案理由の説明を事務局長からさせます。

○議会事務局長（岡村幸男君） 議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は2人とし、次の者を推薦するものとする。

平成26年6月19日提出。白老町議会議長。

記、議会推薦委員、住所、白老町緑丘1目5番23号。氏名、前田博之。生年月日、昭和21年5月13日生まれ、68歳。住所、白老町栄町3丁目1番22号。氏名、吉谷一孝。生年月日、昭和43年6月5日生まれ、46歳。

裏面をご覧ください。農業委員会委員の議会推薦につきましては農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により議会が4人以内を推薦することとなっております。当議会におきましては先例によりまして3名を推薦したものでございますが、町では農業委員会の活動状況及び農地面積や農家戸数をもとに胆振管内の他の農業委員会の委員数と比較検討し、定数の見直しを行うこととしたものであります。具体的には4番目の委員会の委員構成に記載しているとおり、議会推薦を3名から2名にし、合計12名とする内容であります。この定数の減については農業委員会総会における協議で了承され、6月6日開催の議会運営委員会において町から説明があり議員2名を推薦することに決定したものであります。

なお選挙による農業委員については平成23年10人から8人に2名減員にしているものであります。委員の任期につきましては同法第15条の規定によりまして3年であり平成26年7月19日をもって任期満了となりますので今般議会として推薦を行うものであります。

以上であります。

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は2名とし前田博之氏、吉谷一孝氏を推薦したいと思います。順次推薦をお諮りいたします。

最初に前田博之議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので審議終了まで退場を求めます。

〔前田博之議員 退場〕

○議長（山本浩平君） それではお諮りいたします。

前田博之氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、前田博之氏を推薦することに決定いたしました。

〔前田博之議員 入場〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 2時51分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に吉谷一孝議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので審議終了まで退場を求めます。

〔吉谷一孝議員 退場〕

○議長（山本浩平君） それでは吉谷一孝氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、吉谷一孝氏を推薦することに決定いたしました。

〔吉谷一孝議員 入場〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 2時52分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第 1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第19、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては別紙のとおり北海道町村議会議員研修会等が予定されております。承認第1号議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 3時05分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎意見書案第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費
助成の拡充を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第20、意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からのご説明を求めます。10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 意見書案第1号。提出者、賛成者は記載のとおりであります。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。標記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IV因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療がB型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の拡散アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数存在するところであり、特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活に困難を期している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定がされないといった事態が報告されるなど、現行制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定において、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたところであるが、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療助成を含む生活支援について、具体的措置が講じられていない状況にある。

よって国においては肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活拡充の現実は一刻の猶予もない課題であることを踏まえ、次の措置を講ずることを強く要請する。

記1、ウイルス性肝硬変・肝がん患者に係る肝炎医療に対し医療費助成制度を創設すること。
2、ウイルス性肝炎疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定をすることとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 質疑ではなくて意見書の趣旨には賛同いたします。

それで最後の記の2にウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準緩和とあります。この意見書の提案の趣旨はここにあるように医療費助成の拡充を求めるということですので、多分それが2の障害者認定の基準を緩和しなさいというふうにいっていると思うのですが、全てではないけど主に本当に核心に触れる部分のここという障害認定基準の緩和はどういうものがあるのか。もしできれば2、3点挙げていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 議会運営委員会におきましてこの意見書の取り扱いについて会議を開催いたしました。具体的にはそこまで細かくこの懸案に対しては調査をしておらないのが現状でございます。ただこの上記に記載されているとおり緩和をしないと、それに漏れて助成を受けられない方たちが現に存在するというのを皆さん認識しているということで、この件に関しては意見書を提出することに異議なしということで議運では決定をさせていただいているところであります。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 2号 中小企業の経営基盤の安定を求める 意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第21、意見書案第2号 中小企業の経営基盤の安定を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 意見書案第2号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。

中小企業の経営基盤の安定を求める意見書（案）。表記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

中小企業の経営基盤の安定を求める意見書（案）。

今年の春闘の大手企業からの回答では13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となりましたが、景気全体を支え地域経済を支える中小企業や非正規社員の取り巻く事業環境は依然厳しいといえます。さらに消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され対応策を講じなければなりません。

IMF国際通貨基金は3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げをアベノミクスの課題として挙げています。実質的には企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる経済の好循環を実効的なものにするためには中小企業の収益力向上につながる事業環境の改善が求められます。

また中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万社あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいます。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長振興策も重要です。

本年は経済成長を持続的なものにするため成長の原動力である中小企業が消費増税や原材料・燃料高などの厳しい環境を乗り越えられるよう切れ目ない経済対策が必要です。政府におかれては地方の中小企業が好景気を実感するため以下の対策を講じるよう強く求めます。

記1、中小企業の健全な賃上げ、収益性・生産性の向上に結びつくよう経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。2、「小規模企業振興基金法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務のもとで円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。3、中小企業・小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すようキャリアアップ助成金などの正規雇用化策をさらに周知するなど従業員への処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許します。

質疑のございます方はどうぞ。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）　　今ほどIMF国際通貨基金が3月、日本経済の成長に賃上げ上昇が不可欠だという研究報告を発表しているということで、その中で今回小規模企業振興基本法案とキャリアアップ助成をするべきだという意見なのですけれども、小規模企業振興基本法案とキャリアアップ助成は具体的にどういうものなのかご説明願います。

○議長（山本浩平君）　　2番、吉田和子君。

○2番（吉田和子君）　　2番、吉田です。これは今回賃上げが大手企業は2%上げるということになっていますが、中小企業の特に小規模企業者の潜在力、日本は特に突出な技術力・能力を持っている方がいらっしゃるということでそういった方々を採用していく、それから非正規社員から正規社員に雇用したときにその国がそれに対する助成金が出るというそういう仕組みだというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君）　　7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）　　今どちらがどちらで、何かごっちゃになっていたように聞こえてしまったのですが。小規模企業振興基本法案を軸にということで、こういう円滑な連携と実効性の高まる制

度設計をすることと聞いていますので、この法案の中身というか外核を教えてください。そしてキャリアアップ助成金も教えてくださいと聞いたのですが、今キャリアアップ助成金だけ聞いたような気がしたものですから最初の法案のほうを説明していただければと思ったのです。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 小規模企業振興基本法案という中身までは私たちは承知しておりません。これは今国会でも議論されていることですし、先ほどいいましたように87%を占める小規模をしっかり守っていかなければ全体的な底上げができないということでこの法案ができると思います。その中身までの説明はちょっとできません。持ってきておりません。

○議長（山本浩平君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号 中小企業の経営基盤の安定を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対1、7番、西田祐子議員。

よって、賛成多数により意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

○意見書案第 3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第22、意見書案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 意見書案第3号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）。表記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）。

手話とは日本語を音声だけではなく手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系を保つ言語である。音声が届かない、音声で話すことができないなど聴覚障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で手話は大切な情報と獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものとして誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長

い歴史があった。

国連総会において平成18年12月に採択された障害者権利条約の第2条に、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語に含まれることが明記された。我が国は平成19年9月にこの条約に署名したものの権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月障害者基本法を改正し手話が言語であること明確に位置づけた。

しかしこの規定だけでは音声言語中心の社会から聾者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で言語に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する手話を獲得する、手話で学ぶなどの権利を保障するためには専門法である手話言語法の制定が必要である。よって、国においては手話言語法（仮称）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 質疑というより確認したいと思います。意見書（案）は十分議論されたと思いますけれども、当然白老町の聴覚障害者が何人ぐらいいるという前提で、全国的な規模ですけどそういう部分を含めて議論されたのか。

それともう1点は聴覚障害者の方の団体があると思いますけれども、そういう団体の方からこういう法を制定するという関係で懇談何かを開いたことがあるのかどうか、意見を聞いたことがあるのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） この手話言語法の制定を求める意見書は、公営社団法人北海道聾唖連盟から来ております。白老町の現状では担当課にも確認をいたしました但登録は確認できないということです。それで白老町ではいらっしゃるはずなのですが今のところ登録はされていないということです。で人数的なものはこちらとわかりかねます。

それから聴覚団体の方々と懇談をされたのかということなのですが、この言語基本法ができて第2条で改正をされたことで手話を学ぶことができる、手話を獲得することができるこういったことが言語法ができないことには進んでいかないということで聾唖者連盟のほうから来ました。道でも3月19日の道議会で可決をされ、道内各自治体も49議会において可決をされていますということで、白老町は6月前に私のところをお願いしたいということで来ました。これは党としての意見書ではなくてこの団体から来たものであります。私はなぜ私に来たのか考えました。何年前に北海道聾唖者連盟の代表の方とそれから白老町の聾唖者の方と懇談をしたことがあります。その中でやはり自分たちの置かれている状況、それからなかなか手話言語法が広がらないのだということと、私はやっぱり手話を学ぶことでいろいろな場面で、今テレビでも国会の中で首相が話したりするときによく手話の方がいらっしゃいますけど、それが手話として使うことさえ認められていないという法律があったということで、障がい者の権利条約の1項目として改正されたけれども法ができないとそれ以上進めないとい

うそういった現状を私もお電話してお話をいたしました。ぜひ意見書として通していただきたいというふうに再度またお願いをされましたので今回提出をさせていただきました。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
意見書案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。
よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。
議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 4号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第23、意見書案第4号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 意見書案第4号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）。表記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

TPP交渉と国際貿易交渉に係る意見書（案）。

TPP交渉については本年2月から4月にかけて閣僚会合や首席交渉官会合が断続的に開催され4月24日には日米首脳会談も行われましたが、多くの分野において主張の隔たりがあり大筋合意には至りませんでした。日米間において着実に合意に向けた協議が進んでおり予断を許さない状況が続いています。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは決して国益にかなうものではありません。このため多くの国民や道民、地方議会と自治体首長はTPP協定交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めてまいりました。つきましてはTPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等に関して下記のとおり要請いたします。

記、1、政府は平成25年4月の衆参農林水産委員会における決議、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件についてを遵守するとともに、決議が修正できない場合はTPPから脱退すること。

記、2、EPA、FTA等の全ての国際貿易交渉において重要品目等の関税と必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪EPA交渉については平成18年12月の衆参農林水産委員会における決議、日豪EPAの交渉開始に関する件を順守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第4号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 5号 規則改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第24、意見書案第5号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 意見書案第5号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）。標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）。

5月23日に政府の規制改革会議は農業改革に関する意見を発表しましたが、今後与党との協議を踏まえ6月中旬に最終的な取りまとめを行い農林水産業・地域の活力創造プランの改定に反映させる予

定となっている。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は地域農業の姿大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては農業者、地域住民、国民生活に大きな影響が懸念される。このことから規制改革会議意見書の農林水産業・地域の活力創造プラン改定の反映に当たり下記のとおり要望する。

記、農林水産業・地域の活力創造プラン改定に当たっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの工事高維持向上・国民に対する食料供給にも安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書取り扱うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 私は現場の農家のための農協、全国組織であるべきだと思っています。それで今お話ありました農業協同組合制度の見直しについては農業者・地域住民・国民生活に大きな影響がある、懸念がある。ここで私はこれについて提出者と議論するつもりはありません。それぞれの見解がありますのでそれは別な機会にしますけれども、1 点だけ伺います。

全国農業中央会の解散そういうこともうたわれましたけれども新聞報道とおりです。ということはそれに合わせて農協の組織のあり方について、このご意見書を議論するときに農協の中央会のあり方も含めて議論されたのかどうか。その辺だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 10 番、小西秀延議員。

○10 番（小西秀延君） 意見書に書かれております農業改革に関する意見、こちらのほうの大きな 3 つの柱というのが先ほど前田議員がいわれた中央会に対する文言も記載されております。1 は農業委員会の見直し、2 は農地を所有できる法人の見直し、3 番といたしまして農業協同組合の見直しとなっております。もちろんその中で中央会の廃止、全国農業協同組合連合会の株式会社化等これもこの農業改革に関する意見の中でまとめられております。ただしそれが一般で議論される中では改革をしたほうがいいのかという意見が出ていると議会運営委員会の中でも意見が出されてございます。それに対してはどういう考えをするか、この意見書に対してかなり時間をかけてお話をさせていただきました。ただ本意見書の中の記で重要なところになるのが真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から改革会議の意見書を取り扱うこととなっております。これを全否定するものではないということの認識、また今回この意見書が苫小牧広域農業協同組合から出されているということ、これは各地域の農業者に一番近い団体から提出されているということの認識を一致を見ましたので議会運営委員会といたしましてはこの意見書の提出に至ったところでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 私は記についても総体的な含みもあると思います。そうすれば私が今いったような上に立っている大きな組織で末端の組織まで影響します。あるいはまた補助金等々の受け

方に対する分配もかなり変わってきます。これは現状大きな問題になっています。これは農家の声からも聞いています。

それと今広域農協から出たといっていましたけれども、私は広域農協になったことによって白老町の農協の育種生産体制がどういう形になるかということはここでいいませんが、私とすれば広域農協になったことによって白老町の農業の特性、個性それはなくなっていると思っています。そうではなくやはり一つ一つその地域の農協あるいは農協に代わる団体が出るかも知れませんが、そこが十分に地域あるいは生産者のことを考えた農業をやるべきだと思っています。それによってふるさと、よくいわれている自然環境を守るという視点が大事だと思いますのでこれだけは申し伝えておきます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第5号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、13番、前田博之議員。ほか、賛成。

よって、賛成多数により意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎所管事務調査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第25、各委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。最初に総務文教常任委員会、小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、議会懇談会における意見・要望について。2、調査の方法。3、調査日程。4、出席委員。5、説明のために出席した者の職氏名。6、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりでございます。

7、調査結果及び意見。本委員会は平成25年度議会懇談会において町民から寄せられた意見・要望のうち防災について調査を行ったので結果を報告する。

(1) 近年の取り組み。①自主防災組織結成促進。平成 22 年度結成率 48% (46 町内会) が平成 25 年度結成率 74% (76 町内会) に増加。②民間企業との災害協定締結。北海道 L P ガス協会等 5 企業と締結。③防災訓練の実施。平成 24 年 9 月 1 日、59 町内会・10 事業所・2,680 人参加。平成 25 年 10 月 29 日、45 町内会・44 事業所・10 学校・3,781 人参加。④防災研修の実施。平成 24 年職員研修会 4 回と防災町民講座。平成 25 年度職員初動訓練の実施。⑤防災マップと津波避難計画の作成配付。⑥民間施設との津波避難施設協定締結 (9 施設)。⑦津波避難場所表示板の設置 (22 カ所、24 基設置)。

(2) 平成 26 年度の取り組み。①白老町防災計画の修正。今年度作成し 27 年 4 月公表。②防災訓練の実施。8 月 30 日土曜日 10 時開始、全町一斉津波避難訓練。③民間施設との津波避難施設協定締結の継続。④津波避難施設表示板の設置。⑤土砂災害ハザードマップ作成配布 (住民説明会実施)。⑥災害備蓄の整備。本年度約 296 万円で整備 (5 カ年計画)。避難者 1 万 1,000 人想定。町備蓄 1 割、町民備蓄 7 割、民間企業 2 割を想定。災害発生後、救援物資等が届くまでの 3 日間を想定し非常食、飲料水、生活必需品、発電機等資機材を地区ごとの避難所に分散備蓄する。⑦特設公衆電話の整備 (避難所 23 カ所に設置)。災害時における避難者の通信手段を確保する。

(3) といたしまして今後の課題。①防災体制の整備 (共助・公助の体制)。行政、業務継続計画、職員初動マニュアル。町内会と事業所、災害の種類に応じた対応計画。避難所運営、避難所運営マニュアル。これら各計画に基づく訓練を実施。②公共施設の避難所機能強化。耐震化、災害備蓄品整備、津波避難所の不足。③情報通信設備の整備。防災行政無線の機能強化、その他の伝達手段の確保、避難場等の通信手段の確保。④避難行動要支援者対策 (災害時要支援者対策)。平成 26 年度からスタート (健康福祉課主体)。

(4) といたしまして委員会の意見。近年の取り組みは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ津波対策における住民避難を優先し、全町的な防災訓練の実施、自主防災組織結成の促進等の取り組みは一定の評価ができるものである。しかし東日本大震災以降国の防災計画は 3 回修正され、北海道の地域防災計画は 4 回修正されているものの本町の地域防災計画は平成 12 年 12 月以降修正されていない。国、北海道の防災計画等との整合性を図らなければならないことは理解できるが全面的な修正が急務であり、今年度内の修正に向けスピード感を持って進めなければならない。また白老町は降雨量が多い地域であり土砂災害警戒地域が 90 カ所程度あることが道の調査で判明していることから、土砂災害のハザードマップの作成や住民への説明も必要不可欠である。

避難の体制強化では避難行動要支援者の名簿の作成とその対応が急がれる。地域担当職員、健康福祉課、介護事業者、町内会、民生委員等関係機関の連携で強固な避難体制の構築が望まれ、避難行動要支援者の個別避難計画の整備を早急に行うべきである。さらに避難所の遠い地域では近くの緊急避難場の設定も必要であり、避難所運営における責任者の明確化、誰が責任者なのか一目でわかるユニフォーム等の整備も検討項目と考えられる。民間施設の避難施設指定における協定についても各地域の状況を踏まえ積極的に行うべきである。

災害備品については今後 5 年間で整備する方針が示されたが、各地域の避難所に分けて配置することが必要であるとともに各家庭における非常食や防災用品の備えについて啓発する必要がある。

防災行政無線については活用法や聞こえにくいといった町民からの意見が多くあることから、緊急時のサイレンの吹鳴や平常時の利用方法について町民へ周知徹底することが望まれる。

最後に日頃からの防災意識の高揚と今後も強化する必要があり、防災マスターの積極的活用とそのための防災マスターの育成と組織化が課題と考えられる。

以上であります。

○議長（山本浩平君）　　続きまして、広報広聴常任委員会委員長、氏家裕治議員お願いします。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君）　　所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）分科会、①産業厚生分科会、農事組合法人白老牛改良センター及び白老和牛生産改良組合との懇談。②総務文教分科会、白老町青少年育成町民の会との懇談。

（2）小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告。本委員会は所管事務調査として町内視察・町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから次のとおりその内容を報告する。

（1）分科会。①産業厚生分科会。産業厚生分科会は農事組合法人白老牛改良センターの現地視察並びに同センター及び白老和牛生産改良組合との懇談を実施した。なおその内容については別紙活動報告書のとおりでございます。②総務文教分科会。総務文教分科会は白老町青少年育成町民の会との懇談を実施した。なおその内容については別紙活動報告書のとおりでございます。

（2）小委員会。小委員会は議会広報第 147 号の編集・発行及び広報広聴に関する調査・研修を行いました。

以上でございます。

○議長（山本浩平君）　　ただいまそれぞれの委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君）　　日程第 26、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。

各常任委員会の委員長から委員会規則第 17 条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては調査方よろしくお願いをいたします。

次に産業厚生常任委員会において調査中でございます所管事務調査等について、調査期間の延長について報告いたします。産業厚生常任委員会より現在調査中である所管事務調査、地域福祉と福祉団体のあり方について、結論を得るに至らずなお調査を続行するという必要がありお手元に配付いたしました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がありました。産業厚生常任委員会の皆様におかれましては引き続き調査等よろしくお願いをいたします。

次に要望書の配布であります。本 6 月会議から議会運営委員会で参考配布を決定した要望書等につ

いては皆様に事前に配付してございます。要望書等は5件であります。それぞれの関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決・要望を趣旨としたものであり、議員各位におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜りそれぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会について

○議長（山本浩平君） 日程第27、休会についてはお諮りをいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日20日から9月30日までの103日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日20日から9月30日までの103日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。